

# 投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2023.3.25

## 新興国株式インデックス・オープン(ラップ向け)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

この目論見書により行う「新興国株式インデックス・オープン(ラップ向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2022 年 9 月 26 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 9 月 27 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書  
(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。



**MUFG** 三菱UFJ国際投信

## 目次

第一部 【証券情報】 .....	1
(1) 【ファンドの名称】 .....	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	1
(4) 【発行（売出）価格】 .....	1
(5) 【申込手数料】 .....	1
(6) 【申込単位】 .....	1
(7) 【申込期間】 .....	1
(8) 【申込取扱場所】 .....	1
(9) 【払込期日】 .....	2
(10) 【払込取扱場所】 .....	2
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	2
(12) 【その他】 .....	2
第二部 【ファンド情報】 .....	3
第1 【ファンドの状況】 .....	3
第2 【管理及び運営】 .....	31
第3 【ファンドの経理状況】 .....	37
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	98
第三部 【委託会社等の情報】 .....	99
第1 【委託会社等の概況】 .....	99
約款 .....	142

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）（「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

### (5) 【申込手数料】

ありません。

### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社をご確認ください。

### (7) 【申込期間】

2022年9月27日から2023年9月25日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の 9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )		
		資産複合	ETF	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
債券		アジア			その他 (MSCIエマ ージング・マ ーケット・インデ ックス（配当込 み、円換算ベ ース）)	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	( )	(中東)				その他 ( )
属性 ( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合						

( )						
-----	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指すまたはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある

		ものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ファンドの目的・特色]

### ファンドの目的

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

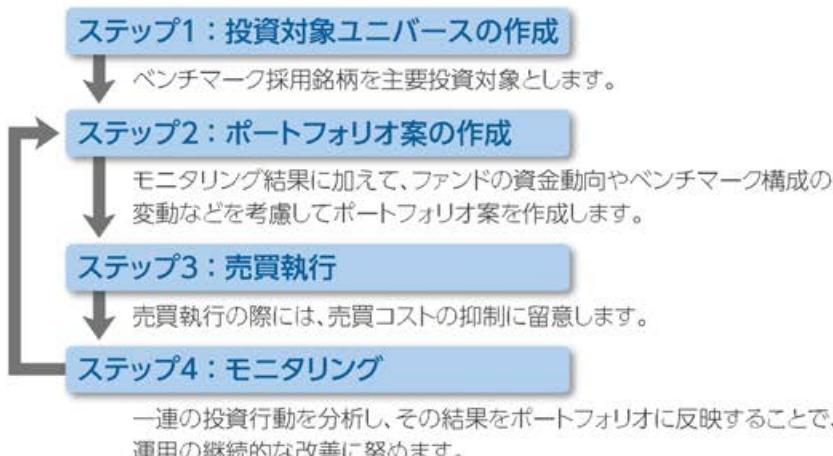
### ファンドの特色

特色1

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

#### <運用プロセスのイメージ>



- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色2

主として新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。)に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は新興国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

- DR(預託証書)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。



### 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。



### 年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

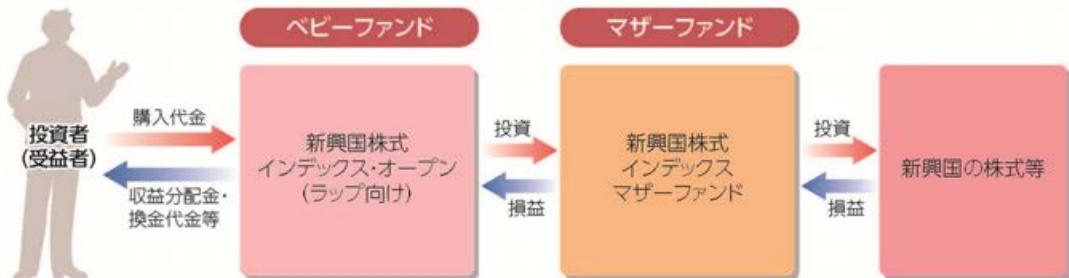
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



## ■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

▣ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに關して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに關し、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に關あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に關あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に關あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、販売、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2019年12月16日

設定日、信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）
----------

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)
--

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社
----------------------------

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド
---------

投資↓↑損益

有価証券等
-------

### ②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### ③委託会社の概況（2022年12月末現在）

#### ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

#### ・設立年月日

1985年8月1日

#### ・資本金

2,000百万円

#### ・沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。以下同じ。)に直接投資することがあります。

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式等に投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする新興国株式インデックスマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で 16. で定めるもの以外のもの
  16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下 16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  22. 外国の者に対する権利で 21. の有価証券の性質を有するもの
  23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをい、1. から 6. に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で 7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で 9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの

### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(基本方針)

この投資信託は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

新興国の株式等（D R（預託証書）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引を行うことができます。

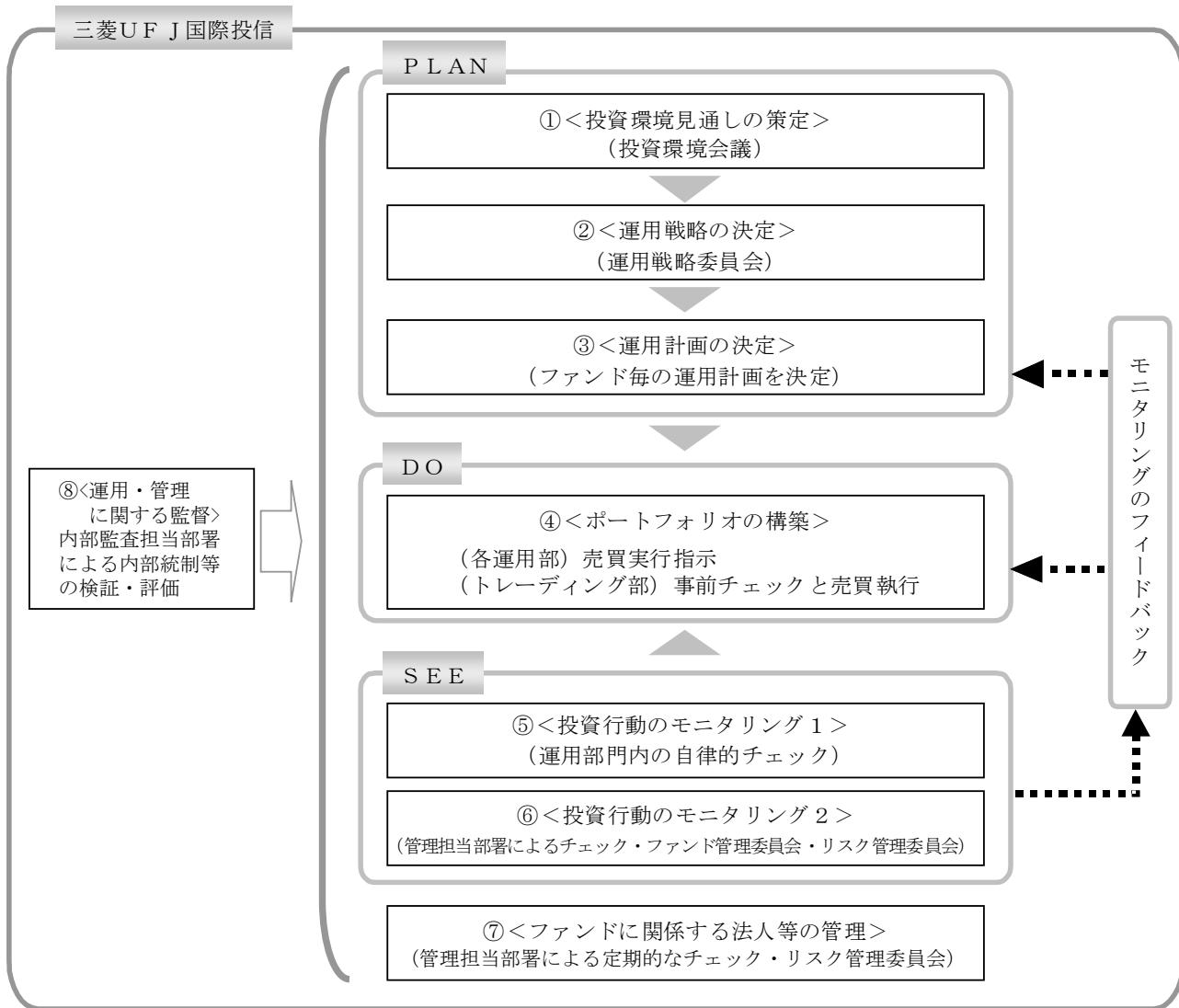
⑦金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

### (3) 【運用体制】



#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### ⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正

を指示します。

#### ⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

#### ①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るために、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑩金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫有価証券の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑦の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

合には、制限があります。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク	株式等の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	株式等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなることがあります。
流動性 リスク	株式等を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・ リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるデーターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかつた場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じことがあります。

## （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### ②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### ④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2020年12月～2022年12月です。  
ベンチマークの年間騰落率は、2018年1月～2020年11月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2019年12月末～2022年12月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年1月末～2022年12月末)  
ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2020年11月以前)の年間騰落率を含みます。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。**

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値値及びTOPIXに係る規約又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る規約又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指値の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指値の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指値を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤認、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指値で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指値の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指値は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

### (2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

### (3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.187%（税抜 0.17%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬率ならびに各支払先への配分は、以下の通りです。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.18700%	0.1700%	0.1300%	0.01%	0.03%
500億円以上 1,000億円未満の部分	0.18645%	0.1695%	0.1295%	0.01%	0.03%
1,000億円以上の部分	0.18590%	0.1690%	0.1290%	0.01%	0.03%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

### (4) 【その他の手数料等】

- ①委託会社は、信託財産に係る以下の費用（当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）について毎計算期間の6カ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。委託会社は以下の費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合において、委託会社は、信託財

産の規模等を考慮して、係る上限額を信託期間中に見直すことができます。

前記に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず合理的な見積率により計算した金額を係る費用の金額とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合において、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を信託期間中に見直すことができるものとします。

委託会社は、上記いずれの方法を用いるかについて、信託期間中に見直すことができます。

1. 法律顧問・税務顧問への報酬
2. 受益権の管理事務に関する費用等
3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成および届出または提出に係る費用
4. 目論見書（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用
5. 受益者に対する公告に係る費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

・信託財産に係る監査費用（当該監査費用に係る消費税等相当額を含みます。）の金額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。

・上記1.～6.の費用および信託財産に係る監査費用の金額については、日々の純資産総額に以下の率を乗じて得た額を上限とします。

上限率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）
-----	---------------------------

②信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

1. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（①に該当する部分を除きます。）、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
2. 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### ①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### ◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）】

#### （1）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
-------	------	------	---------

親投資信託受益証券	日本	5,216,459,590	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	249,207	0.00
純資産総額		5,216,708,797	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	新興国株式インデックスマザーファンド	1,784,014,908	3.0778	5,490,945,441	2.9240	5,216,459,590	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (令和 2 年 6 月 25 日)	1,543,714,285	1,543,714,285	9,210
第 2 計算期間末日 (令和 3 年 6 月 25 日)	5,322,261,525	5,322,261,525	13,168
第 3 計算期間末日 (令和 4 年 6 月 27 日)	6,991,513,333	6,991,513,333	12,014
令和 3 年 12 月末日	5,100,324,558	—	12,221

令和 4 年 1 月末日	5,338,870,528	—	11,996	—
2 月末日	5,512,868,065	—	11,806	—
3 月末日	6,249,955,713	—	12,318	—
4 月末日	6,284,779,359	—	11,802	—
5 月末日	6,691,794,529	—	11,977	—
6 月末日	7,165,716,290	—	12,218	—
7 月末日	4,843,749,331	—	11,900	—
8 月末日	5,057,974,823	—	12,203	—
9 月末日	4,849,078,512	—	11,271	—
10 月末日	4,868,277,220	—	11,162	—
11 月末日	5,296,718,194	—	11,803	—
12 月末日	5,216,708,797	—	11,340	—

## ② 【分配の推移】

1 万口当たりの分配金	
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円

## ③ 【収益率の推移】

収益率 (%)	
第 1 計算期間	△7.90
第 2 計算期間	42.97
第 3 計算期間	△8.76
第 4 中間計算期間	△5.35

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	2,461,433,787	785,361,671	1,676,072,116
第 2 計算期間	3,188,061,998	822,377,620	4,041,756,494
第 3 計算期間	4,227,303,094	2,449,636,536	5,819,423,052
第 4 中間計算期間	960,306,661	2,197,134,227	4,582,595,486

(参考)

投資状況

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	香港	84,481,005,075	23.25
	インド	50,224,976,243	13.82
	台湾	47,478,404,849	13.06
	韓国	39,319,934,050	10.82
	ブラジル	18,089,418,864	4.98
	中国	17,588,074,450	4.84
	サウジアラビア	14,230,751,967	3.92
	南アフリカ	12,719,409,856	3.50
	アメリカ	10,416,278,350	2.87
	メキシコ	7,837,373,324	2.16
	タイ	7,700,351,762	2.12
	インドネシア	6,515,234,331	1.79
	マレーシア	5,391,244,546	1.48
	アラブ首長国連邦	4,612,009,899	1.27
	カタール	3,465,807,255	0.95
	クウェート	3,254,806,550	0.90
	フィリピン	2,530,527,448	0.70
	ポーランド	2,472,560,481	0.68
	トルコ	2,294,662,872	0.63
	チリ	1,904,918,129	0.52
	ギリシャ	1,093,399,522	0.30
	ハンガリー	683,985,818	0.19
	チェコ	492,763,345	0.14
	コロンビア	411,738,063	0.11
	小計	345,209,637,049	94.99
投資証券	メキシコ	229,041,517	0.06
	南アフリカ	190,620,619	0.05
	小計	419,662,136	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	17,789,194,695	4.89
純資産総額		363,418,493,880	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	賃建	アメリカ	17,791,087,009	4.90

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	10,146,000	2,212.10	22,444,047,996	1,924.80	19,529,043,121	5.37
香港	株式	TELECOM HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	2,577,200	5,864.36	15,113,646,024	5,705.10	14,703,194,029	4.05
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,969,037	6,814.05	13,417,133,272	5,834.15	11,487,657,214	3.16
香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	6,113,300	1,473.88	9,010,309,319	1,456.06	8,901,337,711	2.45
香港	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	1,820,600	2,822.35	5,138,387,146	3,128.27	5,695,339,286	1.57
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1,256,655	3,997.58	5,023,583,490	4,094.71	5,145,641,565	1.42
ブラジル	株式	VALE SA	素材	1,588,429	1,954.66	3,104,854,226	2,229.48	3,541,376,558	0.97
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	1,392,150	2,449.88	3,410,601,368	2,443.25	3,401,378,144	0.94
香港	株式	JD.COM INC - CL A	小売	892,983	3,641.31	3,251,634,463	3,710.36	3,313,288,404	0.91
香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	39,666,550	91.83	3,642,842,410	83.05	3,294,608,443	0.91
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	2,125,559	1,190.98	2,531,510,124	1,461.96	3,107,483,298	0.86
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	各種金融	712,673	3,634.12	2,589,943,109	4,307.39	3,069,763,404	0.84
アメリカ	株式	PINDUODUO INC-ADR	小売	209,284	5,871.93	1,228,903,015	10,935.80	2,288,689,432	0.63
香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	2,614,000	805.93	2,106,712,878	862.91	2,255,657,196	0.62
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,103,272	447.69	2,284,692,821	430.27	2,195,811,840	0.60
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	810,799	3,646.28	2,956,407,122	2,659.82	2,156,582,639	0.59
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	90,265	13,285.41	1,199,208,259	22,326.10	2,015,265,417	0.55
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	377,224	5,423.11	2,045,728,593	5,262.68	1,985,212,029	0.55
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	339,760	6,040.38	2,052,282,236	5,327.75	1,810,156,340	0.50
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	226,760	11,314.55	2,565,688,817	7,912.50	1,794,238,500	0.49
香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	918,174	1,872.79	1,719,550,748	1,872.20	1,719,005,363	0.47

台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	632,236	3,406.86	2,153,941,347	2,714.57	1,716,252,229	0.47
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	22,897,800	66.07	1,513,023,883	72.88	1,668,963,398	0.46
サウジアラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	909,717	2,619.07	2,382,618,077	1,786.18	1,624,922,860	0.45
香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	23,478,350	75.17	1,764,999,696	68.25	1,602,402,083	0.44
香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	32,644,000	50.77	1,657,641,402	48.33	1,577,906,499	0.43
香港	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	816,695	2,432.40	1,986,532,721	1,894.32	1,547,086,573	0.43
香港	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,465,000	922.64	1,351,669,340	1,013.54	1,484,837,565	0.41
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	11,733,400	128.42	1,506,816,295	122.13	1,433,107,620	0.39
韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	22,978	61,701.29	1,417,772,402	62,350.50	1,432,689,789	0.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	4.65
	素材	8.42
	資本財	3.71
	商業・専門サービス	0.08
	運輸	2.02
	自動車・自動車部品	3.02
	耐久消費財・アパレル	1.56
	消費者サービス	1.38
	メディア・娯楽	6.54
	小売	7.51
	食品・生活必需品小売り	1.35
	食品・飲料・タバコ	3.87
	家庭用品・パーソナル用品	0.85
	ヘルスケア機器・サービス	1.04
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.83
	銀行	15.15
	各種金融	3.21
	保険	2.62
	不動産	1.73
	ソフトウェア・サービス	2.46

テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.37
電気通信サービス	2.88
公益事業	2.89
半導体・半導体製造装置	7.85
小計	94.99
投資証券	0.12
合計	95.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なものの評価金額

令和4年12月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	ニューヨーク証券取引所	MINI MS 2303	賃建	2,751	アメリカドル	133,228,547.1	17,679,428,200	134,069,985	17,791,087,009	4.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

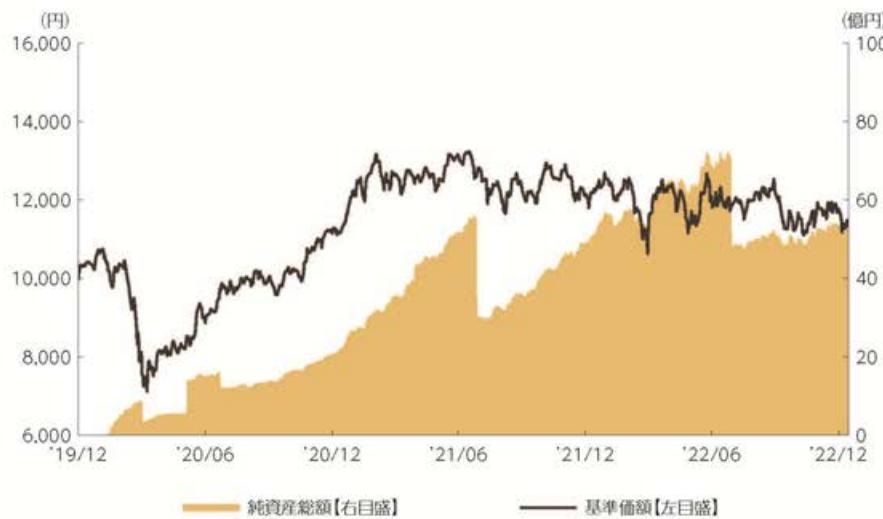
### 《参考情報》



# 運用実績

2022年12月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2019年12月16日(設定日)～2022年12月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

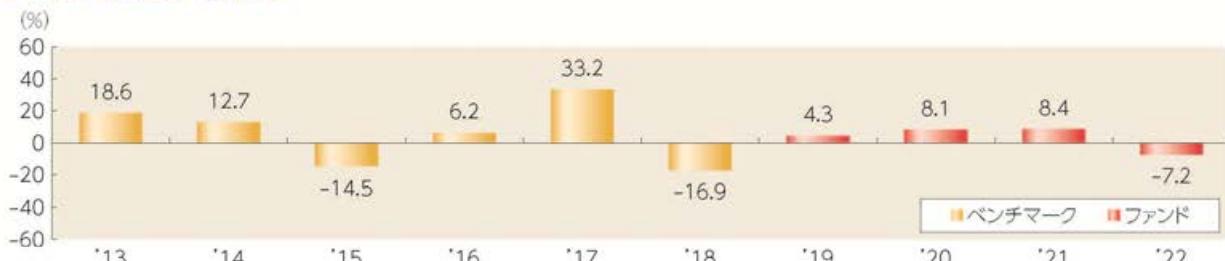
## ■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 香港ドル	23.3%	1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	5.4%
2 インドルピー	14.0%	2 TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	香港	4.0%
3 ニュー台湾ドル	13.1%	3 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	3.2%
4 韓国ウォン	10.8%	4 ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	香港	2.4%
5 アメリカドル	7.1%	5 MEITUAN-CLASS B	小売	香港	1.6%
6 ブラジルレアル	5.1%	6 RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	インド	1.4%
7 中国元	4.8%	7 VALE SA	素材	ブラジル	1.0%
8 サウジアラビアリヤル	3.9%	8 INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	インド	0.9%
9 南アフリカランド	3.6%	9 JD.COM INC - CL A	小売	香港	0.9%
10 メキシコペソ	2.2%	10 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	香港	0.9%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	4.9%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2019年は設定日から年末までの收益率を表示
- ・2018年以前はベンチマークの年間收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港取引所の休業日

香港の銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### ②申込単位

販売会社が定める単位

#### ③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### ⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### ⑥申込手数料

ありません。

#### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

#### ⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

#### ⑨取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含

む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手續等】

### ①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

　　ニューヨーク証券取引所の休業日

　　ニューヨークの銀行の休業日

　　ロンドン証券取引所の休業日

　　ロンドンの銀行の休業日

　　香港取引所の休業日

　　香港の銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### ②解約単位

販売会社が定める単位

### ③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

### ④信託財産留保額

ありません。

### ⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

　　三菱UFJ国際投信株式会社

　　お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

　　(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

　　ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### ⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

### ⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

### ⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含

む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ①基準価額の算出方法

基準価額=信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

##### ②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

無期限（2019年12月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

### (4) 【計算期間】

毎年6月26日から翌年6月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

### (5) 【その他】

#### ①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

#### ②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合

（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由など

の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいづれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### ④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

#### ⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### ⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### ⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### ⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 6 月 26 日から令和 4 年 6 月 27 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年8月31日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）の令和3年6月26日から令和4年6月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）の令和4年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）】

#### （1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 〔令和3年6月25日現在〕	第3期 〔令和4年6月27日現在〕
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	4,575,318	8,577,508
親投資信託受益証券	5,321,592,450	6,990,553,088
流動資産合計	<b>5,326,167,768</b>	<b>6,999,130,596</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,326,167,768</b>	<b>6,999,130,596</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	70,930	1,328,019
未払受託者報酬	615,594	999,305
未払委託者報酬	2,872,702	4,663,371
未払利息	2	10
その他未払費用	347,015	626,558
流動負債合計	<b>3,906,243</b>	<b>7,617,263</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,906,243</b>	<b>7,617,263</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	4,041,756,494	5,819,423,052
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,280,505,031	1,172,090,281
（分配準備積立金）	831,468,730	511,152,983
元本等合計	<b>5,322,261,525</b>	<b>6,991,513,333</b>
<b>純資産合計</b>	<b>5,322,261,525</b>	<b>6,991,513,333</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,326,167,768</b>	<b>6,999,130,596</b>

#### （2）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 令和2年6月26日 至 令和3年6月25日	第3期 自 令和3年6月26日 至 令和4年6月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2	16
有価証券売買等損益	863,247,298	△428,978,930
<b>営業収益合計</b>	<b>863,247,300</b>	<b>△428,978,914</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	546	1,448
受託者報酬	870,456	1,668,391
委託者報酬	4,130,755	7,785,692

その他費用	662,864	979,105
営業費用合計	5,664,621	10,434,636
営業利益又は営業損失（△）	857,582,679	△439,413,550
経常利益又は経常損失（△）	857,582,679	△439,413,550
当期純利益又は当期純損失（△）	857,582,679	△439,413,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	83,439,857	△132,257,706
期首剰余金又は期首次損金（△）	△132,357,831	1,280,505,031
剰余金増加額又は欠損金減少額	638,720,040	958,482,552
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,045,422	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	602,674,618	958,482,552
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	759,741,458
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	759,741,458
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,280,505,031	1,172,090,281

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 6 月 25 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 3 年 6 月 26 日から令和 4 年 6 月 27 日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	第 2 期 [令和 3 年 6 月 25 日現在]	第 3 期 [令和 4 年 6 月 27 日現在]
1. 期首元本額	1,676,072,116 円	4,041,756,494 円
期中追加設定元本額	3,188,061,998 円	4,227,303,094 円
期中一部解約元本額	822,377,620 円	2,449,636,536 円
2. 受益権の総数	4,041,756,494 口	5,819,423,052 口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期 自 令和 2 年 6 月 26 日 至 令和 3 年 6 月 25 日	第 3 期 自 令和 3 年 6 月 26 日 至 令和 4 年 6 月 27 日																																				
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>50,694,050 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>723,448,772 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>449,036,301 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>57,325,908 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,280,505,031 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	50,694,050 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	723,448,772 円	収益調整金額	C	449,036,301 円	分配準備積立金額	D	57,325,908 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,280,505,031 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>110,747,325 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>一円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,063,625,778 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>400,405,658 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,574,778,761 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	110,747,325 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	1,063,625,778 円	分配準備積立金額	D	400,405,658 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,574,778,761 円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	50,694,050 円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	723,448,772 円																																			
収益調整金額	C	449,036,301 円																																			
分配準備積立金額	D	57,325,908 円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,280,505,031 円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	110,747,325 円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																			
収益調整金額	C	1,063,625,778 円																																			
分配準備積立金額	D	400,405,658 円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,574,778,761 円																																			

当ファンドの期末残存口数	F	4,041,756,494 口	当ファンドの期末残存口数	F	5,819,423,052 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,168 円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,706 円
1万口当たり分配金額	H	一円	1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

### (金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 2 期 自 令和 2 年 6 月 26 日 至 令和 3 年 6 月 25 日	第 3 期 自 令和 3 年 6 月 26 日 至 令和 4 年 6 月 27 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 [令和 3 年 6 月 25 日現在]	第 3 期 [令和 4 年 6 月 27 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第2期 [令和3年6月25日現在]	第3期 [令和4年6月27日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	823,507,345	△299,860,978
合計	823,507,345	△299,860,978

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第2期 [令和3年6月25日現在]	第3期 [令和4年6月27日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3168円 (13,168円)	1,2014円 (12,014円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	新興国株式インデックスマザーファンド	2,262,534,579	6,990,553,088	
	合計	2,262,534,579	6,990,553,088	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

# 新興国株式インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 6 月 27 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	4,626,623,928
コール・ローン	619,461,577
株式	311,872,425,893
投資証券	319,254,917
派生商品評価勘定	124,738,520
未収入金	163,486,465
未収配当金	992,735,976
差入委託証拠金	2,182,477,054
流動資産合計	320,901,204,330
資産合計	320,901,204,330
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	567,914
未払解約金	445,173,469
未払利息	766
流動負債合計	445,742,149
負債合計	445,742,149
純資産の部	
元本等	
元本	103,718,140,955
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	216,737,321,226
元本等合計	320,455,462,181
純資産合計	320,455,462,181
負債純資産合計	320,901,204,330

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。なお、ロシア株式（D R（預託証書）を含みます。以下、同じ。）の評価については、「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. ロシア株式（以下、「当該株式」）の時価の算定

(1) 当期の財務諸表に計上した金額

当該株式の評価額 0円 （令和4年3月11日評価額1,506,109,929円（保有割合0.55%））

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

令和4年2月24日以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やそれに対抗措置をロシアが設けたことにより、取引の規制、決済機構やSWIFTからの除外による取引後の受渡が行えない状況となり、市場でのロシア関連資産の取引が成立しない状況となりました。このため、組入株式の時価については金融商品取引所等における最終相場で評価していますが、当該株式の取引停止等に伴い、取引停止日以降の最終相場の価格が入手できない状況となりました。当該株式のロシア国外の投資家による取引が制限されており、当該株式に係る証券決済や為替取引についても、実現が困難な状況となっております。

時価の算定に関する会計基準に基づきますと、組入有価証券に係る時価は秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格である必要があり、上記状況を総合的に勘案した結果、当ファンドが組み入れている当該株式において、令和4年3月14日付けで評価額をゼロとすることとし、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。

なお、令和4年3月24日にモスクワ証券取引所は一部取引を再開しておりますが、ロシア国外の投資家による取引が制限されており、当該株式に係る証券決済や為替取引について、実現が困難な状況に変わりありません。

②翌期の財務諸表への影響

今後、当該株式のロシア国外の投資家による取引の再開、市場の流動性の回復、最終相場価格の提供再開、ならびに当該株式に係る証券決済や為替取引の実現等の変化があれば、状況を総合的に判断の上、その評価額をゼロから回復させる可能性もあります。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年6月27日現在]
1. 期首	令和3年6月26日
期首元本額	72,969,315,261円
期中追加設定元本額	44,715,217,143円
期中一部解約元本額	13,966,391,449円
元本の内訳※	
MAXIS全世界株式（オール・カントリー）上場投信	581,508,572円
e MAXIS 新興国株式インデックス	10,974,509,169円
e MAXIS バランス（8資産均等型）	1,618,088,698円
e MAXIS バランス（波乗り型）	257,988,532円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	483,734,656円
コアバランス	68,923円
e MAXIS S1im バランス（8資産均等型）	5,981,072,310円
e MAXIS S1im 新興国株式インデックス	27,895,608,101円
つみたて新興国株式	5,426,871,793円
つみたて8資産均等バランス	2,698,175,773円
e MAXIS マイマネージャー 1970s	702,408円
e MAXIS マイマネージャー 1980s	1,645,516円
e MAXIS マイマネージャー 1990s	4,707,448円
e MAXIS S1im 全世界株式（除く日本）	5,744,739,143円
e MAXIS S1im 全世界株式（3地域均等型）	570,947,504円
e MAXIS S1im 全世界株式（オール・カントリー）	20,735,378,841円
新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）	2,262,534,579円
つみたて全世界株式	17,356,536円
ラップ向けインデックスf 新興国株式	642,959,779円
MUF G ウエルス・インサイト・ファンド（保守型）	15,254,163円
MUF G ウエルス・インサイト・ファンド（標準型）	141,395,767円
MUF G ウエルス・インサイト・ファンド（積極型）	173,790,630円
三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	13,599,872,347円
新興国株式インデックスオープン	460,059,062円

e MAX I S 全世界株式インデックス	764,695,200 円
新興国株式インデックスファンド（ラップ向け）	447,936 円
e MAX I S 最適化バランス（マイディフェンダー）	36,189,643 円
e MAX I S 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	197,498,568 円
e MAX I S 最適化バランス（マイフォワード）	183,063,481 円
e MAX I S 最適化バランス（マイストライカー）	695,416,191 円
MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,234,251,455 円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	15,975,364 円
MUKAM バランスファンド2019-12（適格機関投資家限定）	61,930,413 円
MUKAM バランスファンド2020-07（適格機関投資家限定）	60,731,444 円
MUKAM バランスファンド2020-10（適格機関投資家限定）	60,437,882 円
MUKAM バランスファンド2021-03（適格機関投資家限定）	59,469,053 円
MUKAM バランスファンド2021-06（適格機関投資家限定）	59,064,075 円
合計	103,718,140,955 円
2. 受益権の総数	103,718,140,955 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年6月26日 至 令和4年6月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

##### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年6月27日現在]
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

#### (有価証券に関する注記)

##### 売買目的有価証券

種類	[令和4年6月27日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,364,597,333
投資証券	△24,509,738
合計	1,340,087,595

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

##### 取引の時価等に関する事項

##### 株式関連

##### [令和4年6月27日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引			
		買建 8,292,251,951	— 8,416,980,903	124,728,952
	合計	8,292,251,951	— 8,416,980,903	124,728,952

##### (注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

##### 通貨関連

##### [令和4年6月27日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建			

アメリカドル	347,198,434		346,630,520	△567,914
売建				
オフショア元	3,411,674		3,402,106	9,568

合計	350,610,108		350,032,626	△558,346
----	-------------	--	-------------	----------

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	[令和 4 年 6 月 27 日現在]
1 口当たり純資産額	3.0897 円
(1 万口当たり純資産額)	(30,897 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位 : 円)

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	GAZPROM PJSC-SPON ADR	1,793,679	—	—	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	535,200	1.55	831,700.80	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	122,600	—	—	
	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	28,270	—	—	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	384,962	—	—	
	SURGUTNEFTEGAS PJSC	2,405,300	—	—	
	SURGUTNEFTEGAS-PREFERENCE	2,315,000	—	—	
	TATNEFT PJSC	455,759	—	—	
	ALROSA PJSC	745,960	—	—	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	68,283	7.10	484,809.30	

MMC NORILSK NICKEL PJSC	19, 483	—	—	
NOVOLIPETSK STEEL PJSC	439, 080	—	—	
PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	53, 979	—	—	
POLYUS PJSC-REG S-GDR	21, 742	—	—	
SEVERSTAL PJSC	62, 882	—	—	
SOUTHERN COPPER CORP	33, 330	51. 50	1, 716, 495. 00	
UNITED CO RUSAL INTERNATIONA	1, 071, 810	—	—	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	141, 991	26. 75	3, 798, 259. 25	
LI AUTO INC - ADR	184, 522	40. 79	7, 526, 652. 38	
NIO INC - ADR	468, 693	24. 08	11, 286, 127. 44	
XPENG INC - ADR	151, 712	35. 29	5, 353, 916. 48	
HUAZHU GROUP LTD-ADR	72, 502	35. 56	2, 578, 171. 12	
TAL EDUCATION GROUP- ADR	180, 671	4. 94	892, 514. 74	
TRIP. COM GROUP LTD-ADR	194, 741	23. 65	4, 605, 624. 65	
YUM CHINA HOLDINGS INC	151, 016	43. 84	6, 620, 541. 44	
AUTOHOME INC-ADR	29, 375	35. 08	1, 030, 475. 00	
IQIYI INC-ADR	124, 649	4. 73	589, 589. 77	
JOYY INC-ADR	20, 462	32. 62	667, 470. 44	
KANZHUN LTD - ADR	29, 500	27. 34	806, 530. 00	
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	227, 772	4. 96	1, 129, 749. 12	
VK CO LTD	34, 689	—	—	
WEIBO CORP-SPON ADR	19, 774	23. 82	471, 016. 68	
YANDEX NV-A	92, 564	—	—	
OZON HOLDINGS PLC - ADR	20, 405	—	—	
PINDUODUO INC-ADR	156, 755	65. 96	10, 339, 559. 80	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	156, 165	11. 11	1, 734, 993. 15	
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	117, 782	—	—	
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	34, 286	—	—	
RLX TECHNOLOGY INC-ADR	229, 815	2. 32	533, 170. 80	
BEIGENE LTD-ADR	16, 071	177. 99	2, 860, 477. 29	
HUTCHMED CHINA-ADR	30, 584	13. 01	397, 897. 84	
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	20, 300	52. 86	1, 073, 058. 00	
ZAI LAB LTD-ADR	29, 682	34. 22	1, 015, 718. 04	
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	660, 616	1. 77	1, 169, 290. 32	
CREDICORP LTD	25, 682	124. 91	3, 207, 938. 62	
SBERBANK PJSC -SPONSORED ADR	796, 628	—	—	

	TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	38, 258	—	—	
	VTB BANK PJSC	1, 305, 990, 000	—	—	
	360 DIGITECH INC	27, 200	17. 24	468, 928. 00	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	316, 868	6. 34	2, 008, 943. 12	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	425, 170	—	—	
	KE HOLDINGS INC-ADR	122, 975	18. 82	2, 314, 389. 50	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	402, 594	0. 85	345, 023. 05	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	143, 700	4. 21	605, 551. 80	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	172, 850	—	—	
	INTER RAO UES PJSC	12, 239, 000	—	—	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	17, 420	67. 21	1, 170, 798. 20	
	アメリカドル 小計	1, 334, 872, 758		79, 635, 381. 14 (10, 719, 718, 655)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	819, 000	6. 29	5, 151, 510. 00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	602, 000	7. 33	4, 412, 660. 00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	9, 246, 000	3. 48	32, 176, 080. 00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	1, 135, 000	24. 50	27, 807, 500. 00	
	CHINA SUNTIEN GREEN ENERGY-H	428, 000	4. 01	1, 716, 280. 00	
	PETROCHINA CO LTD-H	7, 681, 000	3. 67	28, 189, 270. 00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	428, 000	22. 85	9, 779, 800. 00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	1, 352, 000	2. 94	3, 974, 880. 00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	477, 000	32. 70	15, 597, 900. 00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	861, 000	8. 48	7, 301, 280. 00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	1, 402, 000	8. 00	11, 216, 000. 00	
	CHINA RESOURCES CEMENT	914, 000	5. 09	4, 652, 260. 00	
	CMOC GROUP LTD-H	960, 000	4. 32	4, 147, 200. 00	
	DONGYUE GROUP	534, 000	10. 56	5, 639, 040. 00	
	GANFENG LITHIUM CO LTD-H	128, 520	81. 30	10, 448, 676. 00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	460, 000	10. 54	4, 848, 400. 00	
	MMG LTD	1, 024, 000	2. 84	2, 908, 160. 00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	722, 000	6. 50	4, 693, 000. 00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	155, 250	13. 54	2, 102, 085. 00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	660, 000	6. 86	4, 527, 600. 00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	1, 970, 000	9. 32	18, 360, 400. 00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	1, 247, 000	4. 49	5, 599, 030. 00	
	BOC AVIATION LTD	70, 400	64. 15	4, 516, 160. 00	

CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	654,000	3.45	2,256,300.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	519,000	17.24	8,947,560.00	
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	309,000	10.62	3,281,580.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	1,586,000	4.77	7,565,220.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	570,000	8.16	4,651,200.00	
CITIC LTD	1,892,000	7.84	14,833,280.00	
CRRC CORP LTD - H	1,227,000	2.88	3,533,760.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	682,500	6.97	4,757,025.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	200,000	20.20	4,040,000.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	500,000	7.63	3,815,000.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	253,000	10.90	2,757,700.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	756,800	12.28	9,293,504.00	
XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	158,200	13.82	2,186,324.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	162,000	35.70	5,783,400.00	
ZOOLION HEAVY INDUSTRY - H	322,400	4.10	1,321,840.00	
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	1,158,111	4.58	5,304,148.38	
AIR CHINA LTD-H	466,000	5.85	2,726,100.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	656,000	4.64	3,043,840.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	474,000	13.24	6,275,760.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	618,000	4.23	2,614,140.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	1,084,100	10.88	11,795,008.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	630,000	5.75	3,622,500.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	268,000	7.81	2,093,080.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	49,500	217.00	10,741,500.00	
SHENZHEN INTL HOLDINGS	391,500	7.97	3,120,255.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	606,000	7.07	4,284,420.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	708,000	7.30	5,168,400.00	
BYD CO LTD-H	293,000	310.20	90,888,600.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	814,000	5.96	4,851,440.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	194,400	41.65	8,096,760.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	2,176,000	17.94	39,037,440.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	1,170,500	16.78	19,640,990.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	888,945	7.86	6,987,107.70	
MINTH GROUP LTD	222,000	22.30	4,950,600.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	340,000	15.64	5,317,600.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	443,800	88.80	39,409,440.00	

BOSIDENG INTL HLDGS LTD	1, 002, 000	4. 37	4, 378, 740. 00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	786, 000	27. 90	21, 929, 400. 00	
LI NING CO LTD	800, 000	67. 70	54, 160, 000. 00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	284, 600	96. 50	27, 463, 900. 00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	549, 000	13. 52	7, 422, 480. 00	
HAIDLALO INTERNATIONAL HOLDI	402, 000	16. 06	6, 456, 120. 00	
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLD	202, 000	18. 66	3, 769, 320. 00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	523, 880	15. 98	8, 371, 602. 40	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	498, 800	15. 80	7, 881, 040. 00	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	4, 350, 000	0. 76	3, 306, 000. 00	
BAIDU INC-CLASS A	792, 224	147. 80	117, 090, 707. 20	
BILIBILI INC-CLASS Z	60, 135	224. 20	13, 482, 267. 00	
CHINA LITERATURE LTD	116, 000	36. 80	4, 268, 800. 00	
KINGSOFT CORP LTD	320, 000	32. 25	10, 320, 000. 00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	620, 300	87. 35	54, 183, 205. 00	
NETEASE INC	725, 495	147. 30	106, 865, 413. 50	
TENCENT HOLDINGS LTD	2, 197, 900	384. 20	844, 433, 180. 00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	5, 350, 800	113. 90	609, 456, 120. 00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	1, 448, 000	5. 21	7, 544, 080. 00	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS	234, 000	26. 40	6, 177, 600. 00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	644, 000	3. 03	1, 951, 320. 00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	423, 350	59. 55	25, 210, 492. 50	
JD.COM INC - CL A	711, 783	249. 80	177, 803, 393. 40	
MEITUAN-CLASS B	1, 445, 400	198. 10	286, 333, 740. 00	
PING AN HEALTHCARE AND TECHN	187, 100	21. 80	4, 078, 780. 00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	231, 000	36. 55	8, 443, 050. 00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	434, 000	6. 69	2, 903, 460. 00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	231, 000	56. 65	13, 086, 150. 00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	47, 100	119. 06	5, 607, 726. 00	
CHINA FEIHE LTD	1, 183, 000	8. 54	10, 102, 820. 00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS	372, 000	—	—	
CHINA MENNIU DAIRY CO	1, 070, 000	38. 05	40, 713, 500. 00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	606, 000	54. 20	32, 845, 200. 00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	927, 500	4. 08	3, 784, 200. 00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	576, 200	44. 30	25, 525, 660. 00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	606, 000	23. 35	14, 150, 100. 00	

TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	738,000	13.18	9,726,840.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	214,000	72.80	15,579,200.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	561,000	6.55	3,674,550.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	1,706,000	7.35	12,539,100.00	
VIHAI INTERNATIONAL HOLDING	143,000	23.65	3,381,950.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	243,500	35.75	8,705,125.00	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	101,000	18.86	1,904,860.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS C	93,400	51.05	4,768,070.00	
JINXIN FERTILITY GROUP LTD	338,000	6.89	2,328,820.00	
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	173,000	23.15	4,004,950.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	752,000	9.24	6,948,480.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	265,300	13.18	3,496,654.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	492,400	19.36	9,532,864.00	
3SBIO INC	333,500	6.68	2,227,780.00	
CANSINO BIOLOGICS INC-H	19,600	83.75	1,641,500.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	499,000	12.48	6,227,520.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	924,000	4.60	4,250,400.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	3,067,840	7.81	23,959,830.40	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	392,000	28.65	11,230,800.00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-H	36,100	90.00	3,249,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	362,000	15.40	5,574,800.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	383,500	36.15	13,863,525.00	
PHARMARON BEIJING CO LTD-H	56,400	76.45	4,311,780.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	171,500	30.10	5,162,150.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	4,099,500	4.72	19,349,640.00	
WUXI APPTEC CO LTD-H	122,340	107.90	13,200,486.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	1,288,500	77.20	99,472,200.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	9,437,000	2.91	27,461,670.00	
BANK OF CHINA LTD-H	27,592,000	3.09	85,259,280.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	2,843,900	5.24	14,902,036.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	2,756,000	3.78	10,417,680.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	33,898,550	5.59	189,492,894.50	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	1,189,000	2.54	3,020,060.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	1,276,050	49.60	63,292,080.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	2,103,320	2.77	5,826,196.40	
IND & COMM BK OF CHINA-H	19,985,350	4.53	90,533,635.50	

POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	2,803,000	5.91	16,565,730.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	2,271,000	1.32	2,997,720.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	1,093,500	4.45	4,866,075.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	634,000	16.48	10,448,320.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	907,000	17.90	16,235,300.00	
FAR EAST HORIZON LTD	513,000	6.70	3,437,100.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	442,400	10.42	4,609,808.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	919,200	5.66	5,202,672.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	459,800	11.86	5,453,228.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	2,481,000	13.42	33,295,020.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	989,000	18.78	18,573,420.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	486,800	9.62	4,683,016.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	324,800	21.95	7,129,360.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	3,392,000	2.38	8,072,960.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	2,228,000	7.76	17,289,280.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	2,251,500	53.60	120,680,400.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	306,800	24.50	7,516,600.00	
A-LIVING SMART CITY SERVICES	180,000	12.46	2,242,800.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	1,588,000	1.99	3,160,120.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	1,319,000	23.15	30,534,850.00	
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	390,000	8.26	3,221,400.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	1,094,000	35.40	38,727,600.00	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	192,200	37.80	7,265,160.00	
CHINA VANGE CO LTD-H	566,051	18.14	10,268,165.14	
CIFI EVER SUNSHINE SERVICES	386,000	9.65	3,724,900.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	1,281,280	3.68	4,715,110.40	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	2,797,232	4.61	12,895,239.52	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	712,000	32.50	23,140,000.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	299,000	14.66	4,383,340.00	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	480,000	8.67	4,161,600.00	
HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	309,800	12.54	3,884,892.00	
LOGAN GROUP CO LTD	430,000	2.18	937,400.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	635,500	34.00	21,607,000.00	
SEAZEN GROUP LTD	698,000	3.66	2,554,680.00	
WHARF HOLDINGS LTD	452,000	26.60	12,023,200.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	768,000	9.45	7,257,600.00	

	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	786,000	7.58	5,957,880.00	
	GDS HOLDINGS LTD-CL A	351,476	33.50	11,774,446.00	
	KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	926,000	18.64	17,260,640.00	
	MING YUAN CLOUD GROUP HOLDIN	202,000	12.86	2,597,720.00	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	307,000	13.80	4,236,600.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	250,500	17.00	4,258,500.00	
	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	251,000	20.20	5,070,200.00	
	KINGBOARD HOLDINGS LTD	242,000	29.80	7,211,600.00	
	KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	232,500	9.61	2,234,325.00	
	LENOVO GROUP LTD	2,322,000	7.43	17,252,460.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	268,400	118.30	31,751,720.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	5,412,600	12.22	66,141,972.00	
	ZTE CORP-H	267,131	17.32	4,626,708.92	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	17,376,000	0.95	16,507,200.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	206,000	27.65	5,695,900.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	1,488,000	2.33	3,467,040.00	
	CGN POWER CO LTD-H	4,100,000	1.89	7,749,000.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	1,010,000	11.68	11,796,800.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	1,171,000	15.00	17,565,000.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	1,702,000	4.86	8,271,720.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	364,000	35.80	13,031,200.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	682,000	14.90	10,161,800.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	286,700	125.30	35,923,510.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	1,024,000	8.86	9,072,640.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	1,164,000	3.91	4,551,240.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	1,366,000	6.27	8,564,820.00	
	FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	146,000	29.30	4,277,800.00	
	HANERGY THIN FILM POWER GROU	960,000	3.91	3,753,600.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	251,000	26.35	6,613,850.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	1,794,000	13.12	23,537,280.00	
	香港ドル 小計	290,326,213		4,795,452,204.86 (82,242,005,313)	
マレーシアリンクット	DIALOG GROUP BHD	1,231,180	2.10	2,585,478.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	94,300	20.78	1,959,554.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	801,200	9.25	7,411,100.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	1,121,000	4.77	5,347,170.00	

	HAP SENG CONSOLIDATED	221, 400	7. 17	1, 587, 438. 00	
	SIME DARBY BERHAD	1, 129, 200	2. 11	2, 382, 612. 00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	349, 900	6. 45	2, 256, 855. 00	
	MISC BHD	522, 300	6. 94	3, 624, 762. 00	
	GENTING BHD	916, 400	4. 58	4, 197, 112. 00	
	GENTING MALAYSIA BHD	1, 221, 400	2. 82	3, 444, 348. 00	
	MR DIY GROUP M BHD	978, 000	1. 97	1, 926, 660. 00	
	IOI CORP BHD	768, 200	3. 84	2, 949, 888. 00	
	KUALA LUMPUR KEONG BHD	136, 000	22. 38	3, 043, 680. 00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	30, 900	132. 60	4, 097, 340. 00	
	PPB GROUP BERHAD	232, 240	15. 00	3, 483, 600. 00	
	QL RESOURCES BHD	305, 250	5. 15	1, 572, 037. 50	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	710, 000	4. 22	2, 996, 200. 00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	620, 500	2. 78	1, 724, 990. 00	
	IHH HEALTHCARE BHD	518, 300	6. 42	3, 327, 486. 00	
	TOP GLOVE CORP BHD	1, 607, 000	1. 05	1, 687, 350. 00	
	AMMB HOLDINGS BHD	617, 300	3. 73	2, 302, 529. 00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	2, 470, 000	4. 90	12, 103, 000. 00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	231, 800	20. 16	4, 673, 088. 00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	66, 500	18. 38	1, 222, 270. 00	
	MALAYAN BANKING BHD	1, 589, 900	8. 60	13, 673, 140. 00	
	PUBLIC BANK BERHAD	5, 127, 200	4. 43	22, 713, 496. 00	
	RHB BANK BHD	682, 449	5. 66	3, 862, 661. 34	
	AXIATA GROUP BERHAD	1, 195, 000	2. 74	3, 274, 300. 00	
	DIGI. COM BHD	1, 087, 100	3. 21	3, 489, 591. 00	
	MAXIS BHD	875, 400	3. 22	2, 818, 788. 00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	294, 900	5. 15	1, 518, 735. 00	
	PETRONAS GAS BHD	232, 000	16. 20	3, 758, 400. 00	
	TENAGA NASIONAL BHD	939, 800	8. 19	7, 696, 962. 00	
	INARI AMERTRON BHD	900, 000	2. 60	2, 340, 000. 00	
	マレーシアリンクット 小計		29, 824, 019	147, 052, 620. 84 (4, 499, 648, 439)	
タイバーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	487, 000	153. 50	74, 754, 500. 00	
	PTT PCL-NVDR	3, 358, 800	33. 25	111, 680, 100. 00	
	THAI OIL PCL-NVDR	360, 100	49. 75	17, 914, 975. 00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	587, 200	47. 50	27, 892, 000. 00	

PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	1, 048, 461	44. 75	46, 918, 629. 75	
SCG PACKAGING PCL-NVDR	390, 100	55. 00	21, 455, 500. 00	
SIAM CEMENT PCL-NVDR	290, 450	379. 00	110, 080, 550. 00	
AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	1, 377, 200	69. 75	96, 059, 700. 00	
BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	2, 547, 100	8. 80	22, 414, 480. 00	
BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	2, 999, 900	8. 45	25, 349, 155. 00	
ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	2, 111, 500	4. 90	10, 346, 350. 00	
MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	943, 000	34. 00	32, 062, 000. 00	
CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	559, 517	34. 50	19, 303, 336. 50	
HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	1, 999, 001	13. 00	25, 987, 013. 00	
PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	854, 200	26. 00	22, 209, 200. 00	
BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	593, 600	33. 00	19, 588, 800. 00	
CP ALL PCL-NVDR	1, 931, 900	59. 50	114, 948, 050. 00	
CARABAO GROUP PCL-NVDR	139, 600	109. 00	15, 216, 400. 00	
CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	1, 174, 100	26. 00	30, 526, 600. 00	
OSOTSPA PCL-NVDR	283, 900	34. 00	9, 652, 600. 00	
THAI UNION GROUP PCL-NVDR	727, 600	17. 50	12, 733, 000. 00	
BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	3, 301, 100	24. 90	82, 197, 390. 00	
BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	143, 300	177. 50	25, 435, 750. 00	
KRUNG THAI BANK - NVDR	1, 246, 400	15. 40	19, 194, 560. 00	
SCB X PCL-NVDR	370, 400	104. 00	38, 521, 600. 00	
BANGKOK COMMERCIAL ASSE-NVDR	595, 000	17. 40	10, 353, 000. 00	
JMT NETWORK SERVICES-NVDR	398, 400	74. 25	29, 581, 200. 00	
KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	264, 500	58. 25	15, 407, 125. 00	
MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	402, 800	43. 50	17, 521, 800. 00	
SRISAWAD CORP PCL-NVDR	213, 200	50. 00	10, 660, 000. 00	
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	809, 100	60. 00	48, 546, 000. 00	
LAND & HOUSES PUB - NVDR	2, 908, 400	8. 25	23, 994, 300. 00	
DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	105, 500	323. 00	34, 076, 500. 00	
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	455, 600	202. 00	92, 031, 200. 00	
INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	391, 700	68. 25	26, 733, 525. 00	
TRUE CORP PCL-NVDR	3, 793, 576	4. 74	17, 981, 550. 24	
B GRIMM POWER PCL-NVDR	167, 500	36. 50	6, 113, 750. 00	
ELECTRICITY GENERA PCL-NVDR	90, 600	175. 00	15, 855, 000. 00	
ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	751, 800	83. 00	62, 399, 400. 00	
GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	226, 600	66. 75	15, 125, 550. 00	

	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	996, 000	47. 25	47, 061, 000. 00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	274, 000	37. 00	10, 138, 000. 00	
	タイバーツ 小計	42, 669, 705		1, 516, 021, 139. 49 (5, 760, 880, 330)	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	641, 380	51. 50	33, 031, 070. 00	
	AYALA CORPORATION	103, 755	625. 00	64, 846, 875. 00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	21, 594	473. 00	10, 213, 962. 00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	1, 017, 239	48. 75	49, 590, 401. 25	
	SM INVESTMENTS CORP	82, 335	801. 50	65, 991, 502. 50	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	355, 880	185. 00	65, 837, 800. 00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	134, 100	200. 00	26, 820, 000. 00	
	MONDE NISSIN CORP	2, 742, 200	12. 84	35, 209, 848. 00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	244, 100	95. 30	23, 262, 730. 00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	503, 321	88. 00	44, 292, 248. 00	
	BDO UNIBANK INC	590, 830	117. 80	69, 599, 774. 00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	627, 656	49. 95	31, 351, 417. 20	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	3, 662, 500	3. 61	13, 221, 625. 00	
	AYALA LAND INC	2, 754, 720	26. 85	73, 964, 232. 00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	3, 710, 100	36. 35	134, 862, 135. 00	
	CONVERGE INFORMATION AND COM	1, 083, 600	18. 50	20, 046, 600. 00	
	GLOBE TELECOM INC	9, 035	2, 150. 00	19, 425, 250. 00	
	PLDT INC	26, 325	1, 700. 00	44, 752, 500. 00	
	AC ENERGY CORP	3, 785, 365	7. 37	27, 898, 140. 05	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	113, 060	357. 00	40, 362, 420. 00	
フィリピンペソ 小計		22, 209, 095		894, 580, 530. 00 (2, 190, 827, 717)	
インドネシアル ピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK P	5, 123, 900	2, 970. 00	15, 217, 983, 000. 00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	582, 400	29, 275. 00	17, 049, 760, 000. 00	
	ADARO MINERALS INDONESIA TBK	3, 213, 900	1, 785. 00	5, 736, 811, 500. 00	
	ANEKA TAMBANG TBK	3, 302, 400	1, 970. 00	6, 505, 728, 000. 00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	9, 016, 300	750. 00	6, 762, 225, 000. 00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	863, 900	7, 725. 00	6, 673, 627, 500. 00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	4, 423, 100	4, 440. 00	19, 638, 564, 000. 00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	979, 600	7, 625. 00	7, 469, 450, 000. 00	
	VALE INDONESIA TBK	995, 100	6, 300. 00	6, 269, 130, 000. 00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	6, 882, 200	6, 675. 00	45, 938, 685, 000. 00	

SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	7, 091, 700	1, 990. 00	14, 112, 483, 000. 00	
CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	3, 067, 700	5, 750. 00	17, 639, 275, 000. 00	
GUDANG GARAM TBK PT	161, 400	31, 175. 00	5, 031, 645, 000. 00	
INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	1, 010, 700	9, 425. 00	9, 525, 847, 500. 00	
INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	1, 457, 100	7, 075. 00	10, 308, 982, 500. 00	
UNILEVER INDONESIA TBK PT	2, 166, 000	4, 990. 00	10, 808, 340, 000. 00	
KALBE FARMA TBK PT	7, 286, 400	1, 710. 00	12, 459, 744, 000. 00	
BANK CENTRAL ASIA TBK PT	20, 631, 500	7, 475. 00	154, 220, 462, 500. 00	
BANK JAGO TBK PT	1, 279, 700	9, 000. 00	11, 517, 300, 000. 00	
BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	6, 544, 000	8, 300. 00	54, 315, 200, 000. 00	
BANK NEGARA INDONESIA PERSER	2, 477, 400	8, 150. 00	20, 190, 810, 000. 00	
BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	23, 646, 700	4, 340. 00	102, 626, 678, 000. 00	
SARANA MENARA NUSANTARA PT	7, 334, 800	990. 00	7, 261, 452, 000. 00	
TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	17, 146, 200	4, 150. 00	71, 156, 730, 000. 00	
TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	2, 635, 900	2, 890. 00	7, 617, 751, 000. 00	
インドネシアルピア 小計	139, 320, 000		646, 054, 664, 500. 00 (5, 879, 097, 446)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-CPO	5, 817, 568	7. 83	45, 551, 557. 44
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	1, 043, 670	84. 75	88, 451, 032. 50
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	43, 505	187. 70	8, 165, 888. 50
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	313, 598	46. 92	14, 714, 018. 16
	ALFA S. A. B. -A	1, 094, 600	13. 67	14, 963, 182. 00
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	145, 000	74. 73	10, 835, 850. 00
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	108, 500	289. 85	31, 448, 725. 00
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	70, 155	421. 20	29, 549, 286. 00
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	118, 725	145. 81	17, 311, 292. 25
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	800, 400	34. 75	27, 813, 900. 00
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	1, 851, 000	66. 60	123, 276, 600. 00
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	127, 966	131. 64	16, 845, 444. 24
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	187, 300	115. 42	21, 618, 166. 00
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	708, 400	135. 84	96, 229, 056. 00
	GRUMA S. A. B. -B	65, 175	215. 82	14, 066, 068. 50
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	566, 500	63. 81	36, 148, 365. 00
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	546, 900	27. 64	15, 116, 316. 00
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	923, 400	114. 59	105, 812, 406. 00
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	706, 800	31. 70	22, 405, 560. 00

	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	10,065,600	20.48	206,143,488.00	
	メキシコペソ 小計	25,304,762		946,466,201.59 (6,399,909,808)	
ブラジルリアル	COSAN SA	470,400	18.39	8,650,656.00	
	PETRO RIO SA	220,800	21.53	4,753,824.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	1,464,200	28.91	42,330,022.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	1,494,900	26.29	39,300,921.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	208,100	12.17	2,532,577.00	
	BRASKEM SA-PREF A	68,300	37.85	2,585,155.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	246,600	16.46	4,059,036.00	
	GERDAU SA-PREF	368,100	23.15	8,521,515.00	
	KLABIN SA - UNIT	256,600	19.80	5,080,680.00	
	SUZANO SA	261,022	47.85	12,489,902.70	
	VALE SA	1,414,729	74.62	105,567,077.98	
	WEG SA	619,988	26.46	16,404,882.48	
	CCR SA	339,300	12.72	4,315,896.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	198,213	50.31	9,972,096.03	
	RUMO SA	426,300	16.63	7,089,369.00	
	AMERICANAS SA	230,578	13.73	3,165,835.94	
	LOJAS RENNER S.A.	326,122	23.15	7,549,724.30	
	MAGAZINE LUIZA SA	1,065,200	2.47	2,631,044.00	
	VIBRA ENERGIA SA	397,200	16.70	6,633,240.00	
	ATACADAQ SA	123,600	16.23	2,006,028.00	
	RAIA DROGASIL SA	420,200	19.85	8,340,970.00	
	AMBEV SA	1,558,200	13.67	21,300,594.00	
	BRF SA	201,700	14.54	2,932,718.00	
	JBS SA	273,000	33.04	9,019,920.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	315,100	14.86	4,682,386.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	1,464,471	5.56	8,142,458.76	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	141,600	29.60	4,191,360.00	
	HYPERA SA	205,800	37.95	7,810,110.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	619,437	14.95	9,260,583.15	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	1,764,886	17.92	31,626,757.12	
	BANCO DO BRASIL S.A.	280,200	32.46	9,095,292.00	
	BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	177,400	29.39	5,213,786.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	1,732,430	23.44	40,608,159.20	

	ITAUSA SA	1, 462, 632	8. 63	12, 622, 514. 16	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	2, 250, 825	11. 60	26, 109, 570. 00	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	582, 500	22. 39	13, 042, 175. 00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	193, 800	24. 75	4, 796, 550. 00	
	TOTVS SA	187, 100	23. 98	4, 486, 658. 00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	167, 375	46. 55	7, 791, 306. 25	
	TIM SA	279, 677	12. 57	3, 515, 539. 89	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	103, 700	44. 30	4, 593, 910. 00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	369, 600	44. 25	16, 354, 800. 00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	498, 390	10. 62	5, 292, 901. 80	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	124, 900	41. 82	5, 223, 318. 00	
	CPFL ENERGIA SA	104, 700	30. 60	3, 203, 820. 00	
	ENERGISA SA-UNITS	86, 100	40. 75	3, 508, 575. 00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	65, 950	41. 01	2, 704, 609. 50	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	368, 400	22. 87	8, 425, 308. 00	
	プラジルレアル 小計		26, 200, 325	579, 536, 132. 26 (14, 880, 807, 221)	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	115, 641	6, 425. 00	742, 993, 425. 00	
	EMPRESAS CMPC SA	299, 994	1, 430. 00	428, 991, 420. 00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	51, 557	82, 000. 00	4, 227, 674, 000. 00	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES	6, 502, 900	83. 91	545, 658, 339. 00	
	FALABELLA SA	290, 088	2, 075. 00	601, 932, 600. 00	
	CENCOSUD SA	549, 556	1, 200. 00	659, 467, 200. 00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	37, 740	5, 800. 00	218, 892, 000. 00	
	BANCO DE CHILE	13, 479, 794	83. 00	1, 118, 822, 902. 00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	20, 548	26, 850. 00	551, 713, 800. 00	
	BANCO SANTANDER CHILE	19, 724, 549	37. 30	735, 725, 677. 00	
	ENEL AMERICAS SA	8, 527, 077	86. 80	740, 150, 283. 00	
	ENEL CHILE SA	12, 211, 839	20. 80	254, 006, 251. 00	
	チリペソ 小計		61, 811, 283	10, 826, 027, 897. 00 (1, 587, 853, 511)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI	13, 686	59, 000. 00	807, 474, 000. 00	
	S-OIL CORP	13, 702	103, 500. 00	1, 418, 157, 000. 00	
	SK INNOVATION CO LTD	20, 035	198, 000. 00	3, 966, 930, 000. 00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	44, 037	36, 450. 00	1, 605, 148, 650. 00	
	HYUNDAI STEEL CO	29, 150	32, 800. 00	956, 120, 000. 00	

KOREA ZINC CO LTD	3, 246	493, 000. 00	1, 600, 278, 000. 00	
KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	5, 281	144, 000. 00	760, 464, 000. 00	
LG CHEM LTD	17, 896	543, 000. 00	9, 717, 528, 000. 00	
LG CHEM LTD-PREFERENCE	2, 387	256, 000. 00	611, 072, 000. 00	
LOTTE CHEMICAL CORP	5, 569	187, 000. 00	1, 041, 403, 000. 00	
POSCO CHEMICAL CO LTD	10, 834	114, 500. 00	1, 240, 493, 000. 00	
POSCO HOLDINGS INC	29, 126	238, 000. 00	6, 931, 988, 000. 00	
SK CHEMICALS CO LTD	3, 621	93, 300. 00	337, 839, 300. 00	
SK IE TECHNOLOGY CO LTD	8, 200	105, 000. 00	861, 000, 000. 00	
SKC CO LTD	8, 074	151, 500. 00	1, 223, 211, 000. 00	
CJ CORP	6, 002	77, 800. 00	466, 955, 600. 00	
DOOSAN BOBCAT INC	16, 789	28, 900. 00	485, 202, 100. 00	
DOOSAN ENERBILITY CO LTD	146, 361	16, 950. 00	2, 480, 818, 950. 00	
ECOPRO BM CO LTD	4, 500	497, 400. 00	2, 238, 300, 000. 00	
GS ENGINEERING & CONSTRUCT	18, 167	31, 400. 00	570, 443, 800. 00	
GS HOLDINGS	14, 782	41, 350. 00	611, 235, 700. 00	
HYUNDAI ENGINEERING & CONST	26, 761	37, 300. 00	998, 185, 300. 00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	9, 100	132, 000. 00	1, 201, 200, 000. 00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	32, 869	50, 800. 00	1, 669, 745, 200. 00	
KOREA SHIPBUILDING & OFFSHOR	11, 992	88, 100. 00	1, 056, 495, 200. 00	
LG CORP	28, 476	76, 700. 00	2, 184, 109, 200. 00	
LG ENERGY SOLUTION	7, 188	405, 000. 00	2, 911, 140, 000. 00	
SAMSUNG C&T CORP	28, 775	111, 500. 00	3, 208, 412, 500. 00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	46, 094	20, 100. 00	926, 489, 400. 00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	235, 703	5, 810. 00	1, 369, 434, 430. 00	
SK INC	14, 596	222, 000. 00	3, 240, 312, 000. 00	
S-1 CORPORATION	3, 622	63, 300. 00	229, 272, 600. 00	
CJ LOGISTICS	3, 267	112, 500. 00	367, 537, 500. 00	
HMM CO LTD	95, 440	24, 100. 00	2, 300, 104, 000. 00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5, 359	176, 500. 00	945, 863, 500. 00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	60, 959	25, 000. 00	1, 523, 975, 000. 00	
PAN OCEAN CO LTD	86, 872	5, 950. 00	516, 888, 400. 00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	27, 855	33, 250. 00	926, 178, 750. 00	
HANON SYSTEMS	51, 109	9, 580. 00	489, 624, 220. 00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	21, 175	197, 500. 00	4, 182, 062, 500. 00	
HYUNDAI MOTOR CO	48, 896	173, 000. 00	8, 459, 008, 000. 00	

HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	14,465	84,200.00	1,217,953,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	7,269	85,000.00	617,865,000.00	
KIA CORP	92,914	77,500.00	7,200,835,000.00	
COWAY CO LTD	16,456	63,500.00	1,044,956,000.00	
F&F CO LTD / NEW	6,500	137,500.00	893,750,000.00	
HLB INC	33,016	33,600.00	1,109,337,600.00	
LG ELECTRONICS INC	34,750	89,000.00	3,092,750,000.00	
KANGWON LAND INC	29,678	25,650.00	761,240,700.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	30,006	24,100.00	723,144,600.00	
CJ ENM CO LTD	2,684	95,900.00	257,395,600.00	
HYBE CO LTD	5,533	148,000.00	818,884,000.00	
KAKAO CORP	110,654	71,500.00	7,911,761,000.00	
KAKAO GAMES CORP	8,300	49,400.00	410,020,000.00	
KRAFTON INC	7,666	273,500.00	2,096,651,000.00	
NAVER CORP	47,071	247,500.00	11,650,072,500.00	
NCSOFT CORP	5,797	435,000.00	2,521,695,000.00	
NETMARBLE CORP	6,554	72,800.00	477,131,200.00	
PEARL ABYSS CORP	8,795	53,900.00	474,050,500.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	12,861	68,900.00	886,122,900.00	
LOTTE SHOPPING CO	5,734	101,000.00	579,134,000.00	
BGF RETAIL CO LTD	2,676	174,500.00	466,962,000.00	
E-MART INC	5,755	102,500.00	589,887,500.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	3,067	382,500.00	1,173,127,500.00	
KT&G CORP	39,492	83,000.00	3,277,836,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	9,688	104,500.00	1,012,396,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	11,679	129,500.00	1,512,430,500.00	
AMOREPACIFIC GROUP	11,803	37,750.00	445,563,250.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	3,236	622,000.00	2,012,792,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH-PREF	464	313,000.00	145,232,000.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	33,633	67,900.00	2,283,680,700.00	
SD BIOSENSOR INC	10,000	39,100.00	391,000,000.00	
ALTEOGEN INC	8,400	63,700.00	535,080,000.00	
CELLTRION INC	36,121	171,500.00	6,194,751,500.00	
CELLTRION PHARM INC	5,244	77,100.00	404,312,400.00	
GREEN CROSS CORP	2,100	167,000.00	350,700,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	2,390	301,000.00	719,390,000.00	

SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	5, 956	831, 000. 00	4, 949, 436, 000. 00	
SEEGENE INC	12, 200	37, 450. 00	456, 890, 000. 00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	8, 476	73, 000. 00	618, 748, 000. 00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	8, 100	102, 500. 00	830, 250, 000. 00	
YUHAN CORP	21, 248	55, 700. 00	1, 183, 513, 600. 00	
HANA FINANCIAL GROUP	102, 165	40, 300. 00	4, 117, 249, 500. 00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	100, 284	10, 000. 00	1, 002, 840, 000. 00	
KAKAOBANK CORP	44, 900	34, 800. 00	1, 562, 520, 000. 00	
KB FINANCIAL GROUP INC	133, 146	49, 000. 00	6, 524, 154, 000. 00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	166, 052	38, 700. 00	6, 426, 212, 400. 00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	167, 624	12, 850. 00	2, 153, 968, 400. 00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	14, 802	61, 100. 00	904, 402, 200. 00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10, 000	26, 600. 00	266, 000, 000. 00	
MERITZ SECURITIES CO LTD	108, 063	4, 780. 00	516, 541, 140. 00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	119, 622	6, 830. 00	817, 018, 260. 00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	60, 045	9, 390. 00	563, 822, 550. 00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	23, 495	34, 450. 00	809, 402, 750. 00	
DB INSURANCE CO LTD	14, 186	59, 800. 00	848, 322, 800. 00	
MERITZ FIRE & MARINE INSURAN	12, 500	34, 500. 00	431, 250, 000. 00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	10, 065	196, 500. 00	1, 977, 772, 500. 00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	29, 905	64, 400. 00	1, 925, 882, 000. 00	
SAMSUNG SDS CO LTD	11, 453	130, 500. 00	1, 494, 616, 500. 00	
ILJIN MATERIALS CO LTD	6, 354	78, 400. 00	498, 153, 600. 00	
L&F CO LTD	7, 493	236, 100. 00	1, 769, 097, 300. 00	
LG DISPLAY CO LTD	85, 443	15, 200. 00	1, 298, 733, 600. 00	
LG INNOTEK CO LTD	5, 003	345, 000. 00	1, 726, 035, 000. 00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	21, 794	131, 000. 00	2, 855, 014, 000. 00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1, 688, 427	58, 400. 00	98, 604, 136, 800. 00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	274, 922	53, 400. 00	14, 680, 834, 800. 00	
SAMSUNG SDI CO LTD	19, 524	550, 000. 00	10, 738, 200, 000. 00	
LG UPLUS CORP	63, 215	13, 500. 00	853, 402, 500. 00	
SK TELECOM	11, 317	54, 400. 00	615, 644, 800. 00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	86, 604	22, 500. 00	1, 948, 590, 000. 00	
SK HYNIX INC	192, 568	91, 600. 00	17, 639, 228, 800. 00	
SK SQUARE CO LTD	31, 340	40, 950. 00	1, 283, 373, 000. 00	
韓国ウォン 小計	5, 618, 295		339, 789, 247, 550. 00	

			(35, 406, 039, 594)
ニュー台湾 ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	459, 150	95. 00
	ASIA CEMENT CORP	732, 281	43. 60
	CHINA STEEL CORP	4, 101, 947	29. 00
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	1, 168, 430	81. 40
	FORMOSA PLASTICS CORP	1, 487, 600	109. 00
	NAN YA PLASTICS CORP	1, 723, 557	84. 70
	TAIWAN CEMENT	2, 074, 405	39. 50
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	46, 000	1, 025. 00
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	1, 011, 138	31. 30
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	21, 000	1, 485. 00
	WALSIN LIHWA CORP	952, 000	37. 00
	CHINA AIRLINES LTD	1, 131, 000	22. 35
	EVA AIRWAYS CORP	1, 061, 000	30. 30
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	925, 883	98. 70
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	746, 000	28. 15
	WAN HAI LINES LTD	210, 300	116. 50
	YANG MING MARINE TRANSPORT	579, 000	98. 30
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	668, 413	35. 45
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	62, 728	473. 00
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	133, 981	200. 00
	GIANT MANUFACTURING	99, 000	255. 00
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	49, 000	324. 00
	POU CHEN	658, 500	30. 80
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	103, 000	619. 00
	MOMO. COM INC	18, 000	802. 00
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	197, 000	273. 50
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	1, 644, 624	66. 40
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	1, 308, 586	17. 75
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	5, 962, 955	26. 30
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	4, 375, 369	29. 65
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	3, 705, 063	26. 40
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	3, 036, 856	23. 15
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	4, 051, 754	36. 15
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	3, 387, 018	17. 15
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	3, 366, 063	16. 95

TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	3, 347, 918	27. 35	91, 565, 557. 30	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	1, 283, 000	53. 90	69, 153, 700. 00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	470, 270	205. 00	96, 405, 350. 00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	3, 500, 213	23. 45	82, 079, 994. 85	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	2, 815, 366	53. 40	150, 340, 544. 40	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	4, 982, 255	15. 25	75, 979, 388. 75	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	2, 439, 295	61. 90	150, 992, 360. 50	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	3, 963, 852	9. 17	36, 348, 522. 84	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	379, 512	74. 50	28, 273, 644. 00	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	167, 000	242. 50	40, 497, 500. 00	
ACER INC	1, 115, 168	26. 00	28, 994, 368. 00	
ADVANTECH CO LTD	162, 134	346. 00	56, 098, 364. 00	
ASUSTEK COMPUTER INC	242, 774	326. 00	79, 144, 324. 00	
AUO CORP	2, 871, 000	16. 10	46, 223, 100. 00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	239, 000	166. 00	39, 674, 000. 00	
COMPAL ELECTRONICS	1, 402, 775	22. 75	31, 913, 131. 25	
DELTA ELECTRONICS INC	705, 220	239. 00	168, 547, 580. 00	
E INK HOLDINGS INC	313, 000	196. 00	61, 348, 000. 00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	4, 405, 272	110. 00	484, 579, 920. 00	
INNOLUX CORP	3, 342, 112	12. 30	41, 107, 977. 60	
INVENTEC CORP	1, 291, 429	25. 15	32, 479, 439. 35	
LARGAN PRECISION CO LTD	35, 820	1, 660. 00	59, 461, 200. 00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	763, 160	56. 80	43, 347, 488. 00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	207, 000	127. 00	26, 289, 000. 00	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	82, 000	284. 50	23, 329, 000. 00	
PEGATRON CORP	693, 976	68. 50	47, 537, 356. 00	
QUANTA COMPUTER INC	940, 150	80. 40	75, 588, 060. 00	
SYNTEX TECHNOLOGY INTL CORP	483, 193	54. 30	26, 237, 379. 90	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	408, 000	160. 50	65, 484, 000. 00	
WIWYNN CORP	25, 000	752. 00	18, 800, 000. 00	
WPG HOLDINGS LTD	658, 168	55. 30	36, 396, 690. 40	
YAGEO CORPORATION	151, 952	328. 00	49, 840, 256. 00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	270, 000	102. 00	27, 540, 000. 00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	1, 293, 000	129. 00	166, 797, 000. 00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	580, 000	84. 70	49, 126, 000. 00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	603, 400	110. 50	66, 675, 700. 00	

	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	1, 209, 294	92. 00	111, 255, 048. 00	
	ASMEDIA TECHNOLOGY INC	8, 000	1, 200. 00	9, 600, 000. 00	
	EMMEMORY TECHNOLOGY INC	22, 000	1, 160. 00	25, 520, 000. 00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	81, 000	492. 00	39, 852, 000. 00	
	MEDIATEK INC	538, 236	670. 00	360, 618, 120. 00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	432, 000	58. 90	25, 444, 800. 00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	202, 000	325. 00	65, 650, 000. 00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	25, 000	1, 215. 00	30, 375, 000. 00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	990, 000	43. 00	42, 570, 000. 00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	164, 703	375. 00	61, 763, 625. 00	
	SILERGY CORP	27, 000	2, 430. 00	65, 610, 000. 00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	8, 651, 000	486. 50	4, 208, 711, 500. 00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	4, 248, 000	41. 60	176, 716, 800. 00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	374, 000	83. 10	31, 079, 400. 00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	127, 000	204. 00	25, 908, 000. 00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	1, 082, 000	23. 05	24, 940, 100. 00	
	ニュー台湾 ドル 小計	116, 073, 218		10, 178, 283, 144. 19 (46, 079, 123, 450)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	299, 668	307. 55	92, 162, 893. 40	
	COAL INDIA LTD	645, 260	176. 55	113, 920, 653. 00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	193, 412	219. 85	42, 521, 628. 20	
	INDIAN OIL CORP LTD	800, 621	108. 50	86, 867, 378. 50	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	1, 031, 742	137. 35	141, 709, 763. 70	
	PETRONET LNG LTD	235, 486	206. 50	48, 627, 859. 00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	1, 068, 603	2, 500. 05	2, 671, 560, 930. 15	
	ACC LTD	29, 062	2, 098. 20	60, 977, 888. 40	
	AMBUJA CEMENTS LTD	287, 173	360. 60	103, 554, 583. 80	
	ASIAN PAINTS LTD	137, 038	2, 760. 90	378, 348, 214. 20	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	71, 672	594. 10	42, 580, 335. 20	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	97, 381	1, 323. 25	128, 859, 408. 25	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	533, 602	322. 30	171, 979, 924. 60	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	179, 644	317. 60	57, 054, 934. 40	
	JSW STEEL LTD	289, 822	567. 80	164, 560, 931. 60	
	PI INDUSTRIES LTD	30, 631	2, 548. 25	78, 055, 445. 75	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	48, 030	2, 169. 25	104, 189, 077. 50	
	SHREE CEMENT LTD	4, 303	18, 793. 65	80, 869, 075. 95	

SRF LTD	47, 700	2, 277. 95	108, 658, 215. 00	
TATA STEEL LTD	242, 488	852. 85	206, 805, 890. 80	
ULTRATECH CEMENT LTD	36, 438	5, 468. 30	199, 253, 915. 40	
UPL LTD	174, 128	640. 85	111, 589, 928. 80	
VEDANTA LTD	364, 582	221. 45	80, 736, 683. 90	
ADANI ENTERPRISES LTD	91, 905	2, 161. 45	198, 648, 062. 25	
BHARAT ELECTRONICS LTD	450, 816	233. 50	105, 265, 536. 00	
HAVELLS INDIA LTD	88, 825	1, 106. 85	98, 315, 951. 25	
LARSEN & TOUBRO LTD	223, 272	1, 494. 85	333, 758, 149. 20	
SIEMENS LTD	22, 493	2, 343. 85	52, 720, 218. 05	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	64, 800	596. 50	38, 653, 200. 00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	188, 222	686. 40	129, 195, 580. 80	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	76, 894	622. 10	47, 835, 757. 40	
INTERGLOBE AVIATION LTD	28, 411	1, 630. 75	46, 331, 238. 25	
BAJAJ AUTO LTD	20, 104	3, 813. 35	76, 663, 588. 40	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	24, 768	2, 132. 00	52, 805, 376. 00	
BHARAT FORGE LTD	81, 165	645. 15	52, 363, 599. 75	
EICHER MOTORS LTD	44, 963	2, 877. 90	129, 399, 017. 70	
HERO MOTOCORP LTD	39, 062	2, 759. 95	107, 809, 166. 90	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	311, 486	1, 072. 05	333, 928, 566. 30	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	44, 264	8, 363. 20	370, 188, 684. 80	
MRF LTD	469	70, 553. 00	33, 089, 357. 00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	456, 934	122. 30	55, 883, 028. 20	
TATA MOTORS LTD	549, 115	409. 30	224, 752, 769. 50	
PAGE INDUSTRIES LTD	1, 689	40, 026. 80	67, 605, 265. 20	
TITAN CO LTD	116, 517	2, 045. 60	238, 347, 175. 20	
JUBILANT FOODWORKS LTD	111, 760	533. 60	59, 635, 136. 00	
INFO EDGE INDIA LTD	25, 428	3, 919. 60	99, 667, 588. 80	
TRENT LTD	54, 816	1, 058. 70	58, 033, 699. 20	
ZOMATO LTD	633, 500	70. 50	44, 661, 750. 00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	53, 703	3, 412. 00	183, 234, 636. 00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	39, 379	3, 469. 35	136, 619, 533. 65	
ITC LTD	1, 001, 000	265. 85	266, 115, 850. 00	
MARICO LTD	182, 517	482. 20	88, 009, 697. 40	
NESTLE INDIA LTD	12, 070	17, 231. 65	207, 986, 015. 50	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	191, 104	729. 00	139, 314, 816. 00	

UNITED SPIRITS LTD	104, 276	761.35	79, 390, 532. 60	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	49, 765	1, 513. 75	75, 331, 768. 75	
DABUR INDIA LTD	195, 135	509. 75	99, 470, 066. 25	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	121, 056	794. 55	96, 185, 044. 80	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	291, 813	2, 303. 90	672, 307, 970. 70	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	35, 757	3, 838. 40	137, 249, 668. 80	
AUROBINDO PHARMA LTD	104, 437	526. 50	54, 986, 080. 50	
BIOCON LTD	147, 697	326. 95	48, 289, 534. 15	
CIPLA LTD	158, 591	933. 70	148, 076, 416. 70	
DIVI'S LABORATORIES LTD	41, 759	3, 681. 00	153, 714, 879. 00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	45, 070	4, 309. 65	194, 235, 925. 50	
LUPIN LTD	81, 026	629. 40	50, 997, 764. 40	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	346, 766	824. 60	285, 943, 243. 60	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	16, 439	2, 869. 25	47, 167, 600. 75	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	33, 200	614. 45	20, 399, 740. 00	
AXIS BANK LTD	802, 870	634. 00	509, 019, 580. 00	
BANDHAN BANK LTD	194, 745	286. 30	55, 755, 493. 50	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	600, 665	2, 189. 00	1, 314, 855, 685. 00	
ICICI BANK LTD	1, 796, 592	713. 45	1, 281, 778, 562. 40	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	188, 200	1, 698. 40	319, 638, 880. 00	
STATE BANK OF INDIA	626, 860	454. 25	284, 751, 155. 00	
YES BANK LTD	4, 242, 068	12. 75	54, 086, 367. 00	
BAJAJ FINANCE LTD	90, 467	5, 587. 75	505, 506, 979. 25	
BAJAJ FINSERV LTD	12, 211	11, 582. 95	141, 439, 402. 45	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	151, 200	647. 75	97, 939, 800. 00	
MUTHOOT FINANCE LTD	48, 400	985. 30	47, 688, 520. 00	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	39, 647	1, 650. 65	65, 443, 320. 55	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	84, 000	760. 00	63, 840, 000. 00	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	58, 620	1, 245. 30	72, 999, 486. 00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	354, 909	561. 45	199, 263, 658. 05	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	94, 410	1, 120. 35	105, 772, 243. 50	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	104, 818	492. 85	51, 659, 551. 30	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	164, 214	1, 078. 55	177, 113, 009. 70	
DLF LTD	228, 304	315. 80	72, 098, 403. 20	
GODREJ PROPERTIES LTD	35, 431	1, 200. 25	42, 526, 057. 75	
HCL TECHNOLOGIES LTD	385, 940	966. 70	373, 088, 198. 00	

	INFOSYS LTD	1, 182, 759	1, 441. 10	1, 704, 473, 994. 90	
	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	18, 000	4, 033. 75	72, 607, 500. 00	
	MINDTREE LTD	23, 800	2, 831. 90	67, 399, 220. 00	
	MPHASIS LTD	28, 725	2, 260. 65	64, 937, 171. 25	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	322, 273	3, 293. 10	1, 061, 277, 216. 30	
	TATA ELXSI LTD	13, 000	7, 794. 35	101, 326, 550. 00	
	TECH MAHINDRA LTD	208, 120	981. 20	204, 207, 344. 00	
	WIPRO LTD	461, 393	418. 75	193, 208, 318. 75	
	BHARTI AIRTEL LTD	802, 600	671. 20	538, 705, 120. 00	
	INDUS TOWERS LTD	270, 878	216. 10	58, 536, 735. 80	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	130, 888	1, 857. 60	243, 137, 548. 80	
	ADANI POWER LTD	283, 920	264. 45	75, 082, 644. 00	
	ADANI TOTAL GAS LTD	93, 284	2, 291. 60	213, 769, 614. 40	
	ADANI TRANSMISSION LTD	93, 144	2, 152. 10	200, 455, 202. 40	
	GAIL INDIA LTD	553, 350	132. 45	73, 291, 207. 50	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	135, 251	369. 40	49, 961, 719. 40	
	NTPC LTD	1, 645, 606	136. 60	224, 789, 779. 60	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	1, 086, 623	208. 95	227, 049, 875. 85	
	TATA POWER CO LTD	473, 889	207. 90	98, 521, 523. 10	
	インドルピー 小計		31, 984, 798	22, 825, 032, 445. 40 (39, 487, 306, 130)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	42, 411	690. 00	29, 263, 590. 00	
	MONETA MONEY BANK AS	145, 308	78. 50	11, 406, 678. 00	
	CEZ AS	51, 853	1, 173. 00	60, 823, 569. 00	
	チェココルナ 小計		239, 572	101, 493, 837. 00 (583, 488, 068)	
クウェートディナール	AGILITY	535, 846	0. 81	438, 857. 87	
	BOUBYAN BANK K. S. C	339, 193	0. 77	263, 892. 15	
	GULF BANK	816, 898	0. 31	258, 139. 76	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1, 850, 722	0. 83	1, 545, 352. 87	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	2, 499, 109	1. 03	2, 574, 082. 27	
	MABANEE CO KPSC	197, 406	0. 75	148, 449. 31	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	810, 760	0. 59	484, 023. 72	
	クウェートディナール 小計		7, 049, 934	5, 712, 797. 95 (2, 514, 716, 529)	
コロンビアペソ	ECOPETROL SA	1, 503, 029	2, 139. 00	3, 214, 979, 031. 00	

	BANCOLOMBIA SA	84, 654	37, 000. 00	3, 132, 198, 000. 00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	190, 643	34, 420. 00	6, 561, 932, 060. 00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	129, 758	20, 420. 00	2, 649, 658, 360. 00	
	コロンビアペソ 小計	1, 908, 084		15, 558, 767, 451. 00 (506, 235, 616)	
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	136, 418	2, 926. 00	399, 159, 068. 00	
	RICHTER GEDEON NYRT	45, 206	6, 850. 00	309, 661, 100. 00	
	OTP BANK PLC	79, 588	8, 400. 00	668, 539, 200. 00	
	ハンガリーフォリント 小計	261, 212		1, 377, 359, 368. 00 (487, 969, 499)	
アラブディルハ ム	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	1, 323, 475	4. 18	5, 532, 125. 50	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	964, 465	8. 85	8, 535, 515. 25	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	533, 706	7. 11	3, 794, 649. 66	
	DUBAI ISLAMIC BANK	1, 085, 501	5. 74	6, 230, 775. 74	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	1, 630, 216	18. 42	30, 028, 578. 72	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	1, 767, 691	4. 34	7, 671, 778. 94	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	1, 649, 640	5. 15	8, 495, 646. 00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	1, 221, 087	27. 10	33, 091, 457. 70	
	アラブディルハム 小計	10, 175, 781		103, 380, 527. 51 (3, 795, 099, 164)	
ポーランドズロ チ	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	113, 008	64. 70	7, 311, 617. 60	
	POLSKIE GORNICtwo NAFTOWE I	730, 464	5. 52	4, 032, 161. 28	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	40, 255	117. 30	4, 721, 911. 50	
	LPP SA	460	8, 635. 00	3, 972, 100. 00	
	CD PROJEKT SA	20, 231	94. 41	1, 910, 008. 71	
	CYFROWY POLSAT SA	84, 090	20. 22	1, 700, 299. 80	
	ALLEGRO. EU SA	145, 456	23. 45	3, 411, 670. 48	
	DINO POLSKA SA	15, 670	309. 20	4, 845, 164. 00	
	BANK PEKAO SA	84, 233	84. 16	7, 089, 049. 28	
	MBANK SA	10, 734	239. 40	2, 569, 719. 60	
	PKO BANK POLSKI SA	288, 426	28. 91	8, 338, 395. 66	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	8, 341	248. 00	2, 068, 568. 00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	230, 064	29. 70	6, 832, 900. 80	
	ORANGE POLSKA SA	216, 864	5. 97	1, 295, 545. 53	
	PGE SA	258, 050	10. 93	2, 820, 486. 50	
	ポーランドズロチ 小計	2, 246, 346		62, 919, 598. 74	

			(1, 906, 180, 703)	
南アフリカラン ド	EXXARO RESOURCES LTD	101, 347	194. 68	19, 730, 233. 96
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	27, 534	210. 87	5, 806, 094. 58
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	18, 553	1, 433. 18	26, 589, 788. 54
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	138, 077	243. 85	33, 670, 076. 45
	GOLD FIELDS LTD	292, 364	150. 02	43, 860, 447. 28
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	193, 027	50. 78	9, 801, 911. 06
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	305, 431	179. 46	54, 812, 647. 26
	KUMBA IRON ORE LTD	23, 695	507. 22	12, 018, 577. 90
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	103, 580	167. 97	17, 398, 332. 60
	SASOL LTD	201, 979	368. 35	74, 398, 964. 65
	SIBANYE STILLWATER LTD	1, 121, 622	42. 02	47, 130, 556. 44
	BIDVEST GROUP LTD	116, 525	215. 93	25, 161, 243. 25
	MULTICHOICE GROUP LTD	132, 010	114. 77	15, 150, 787. 70
	MR PRICE GROUP LTD	78, 119	196. 55	15, 354, 289. 45
	NASPERS LTD-N SHS	77, 932	1, 912. 77	149, 065, 991. 64
	PEPKOR HOLDINGS LTD	512, 188	21. 04	10, 776, 435. 52
	THE FOSCHINI GROUP LTD	131, 787	129. 14	17, 018, 973. 18
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	335, 360	57. 19	19, 179, 238. 40
	BID CORP LTD	122, 807	308. 92	37, 937, 538. 44
	CLICKS GROUP LTD	77, 821	291. 75	22, 704, 276. 75
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	158, 366	212. 46	33, 646, 440. 36
	SPAR GROUP LIMITED/THE	56, 561	142. 10	8, 037, 318. 10
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	126, 983	137. 83	17, 502, 066. 89
	ABSA GROUP LTD	313, 481	164. 59	51, 595, 837. 79
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	31, 376	2, 102. 39	65, 964, 588. 64
	NEDBANK GROUP LTD	156, 109	223. 98	34, 965, 293. 82
	STANDARD BANK GROUP LTD	459, 099	165. 11	75, 801, 835. 89
	FIRSTRAND LTD	1, 830, 267	68. 83	125, 977, 277. 61
	REINET INVESTMENTS SCA	47, 485	281. 34	13, 359, 429. 90
	REMGRO LTD	155, 996	135. 40	21, 121, 858. 40
	DISCOVERY LTD	148, 217	137. 05	20, 313, 139. 85
	OLD MUTUAL LTD	1, 698, 336	11. 62	19, 734, 664. 32
	SANLAM LTD	641, 477	54. 94	35, 242, 746. 38
	NEPI ROCKCASTLE S. A.	148, 196	91. 33	13, 534, 740. 68
	MTN GROUP LTD	604, 989	141. 82	85, 799, 539. 98

	VODACOM GROUP LTD	234, 105	135. 11	31, 629, 926. 55	
	南アフリカランド 小計	10, 922, 801		1, 311, 793, 110. 21 (11, 150, 241, 436)	
オフショア元	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	724, 325	4. 08	2, 955, 246. 00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	155, 628	31. 20	4, 855, 593. 60	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	26, 000	9. 61	249, 860. 00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	235, 000	9. 65	2, 267, 750. 00	
	OFFSHORE OIL ENGINEERING-A	42, 000	4. 15	174, 300. 00	
	PETROCHINA CO LTD-A	308, 400	5. 34	1, 646, 856. 00	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	201, 900	19. 82	4, 001, 658. 00	
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	38, 870	12. 32	478, 878. 40	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	28, 400	13. 68	388, 512. 00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	100, 055	35. 53	3, 554, 954. 15	
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	9, 100	40. 08	364, 728. 00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	350, 000	4. 74	1, 659, 000. 00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	79, 700	33. 96	2, 706, 612. 00	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	435, 096	6. 28	2, 732, 402. 88	
	BBMG CORPORATION-A	79, 100	2. 75	217, 525. 00	
	BEIJING EASPRING MATERIAL-A	14, 200	95. 50	1, 356, 100. 00	
	CHENGXIN LITHIUM GROUP CO-A	27, 200	58. 65	1, 595, 280. 00	
	CHIFENG JILONG GOLD MINING-A	56, 700	16. 03	908, 901. 00	
	CHINA JUSHI CO LTD -A	110, 447	16. 89	1, 865, 449. 83	
	CHINA MINMETALS RARE EARTH-A	32, 500	31. 25	1, 015, 625. 00	
	CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	68, 500	35. 21	2, 411, 885. 00	
	CMOC GROUP LTD-A	515, 101	5. 75	2, 961, 830. 75	
	CNGR ADVANCED MATERIAL CO -A	9, 100	129. 48	1, 178, 268. 00	
	GANFENG LITHIUM CO LTD-A	21, 808	136. 51	2, 977, 010. 08	
	GEM CO LTD-A	131, 700	9. 41	1, 239, 297. 00	
	GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	39, 780	62. 89	2, 501, 764. 20	
	HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	96, 900	21. 96	2, 127, 924. 00	
	HENGYI PETROCHEMICAL CO -A	35, 148	10. 76	378, 192. 48	
	HESTEEL CO LTD-A	100, 800	2. 27	228, 816. 00	
	HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	9, 600	124. 14	1, 191, 744. 00	
	HUAFON CHEMICAL CO LTD -A	106, 636	7. 90	842, 424. 40	
	HUAXIN CEMENT CO LTD-A	12, 900	18. 17	234, 393. 00	
	HUBEI XINGFA CHEMICALS GRP-A	38, 600	40. 78	1, 574, 108. 00	

HUNAN VALIN STEEL CO LTD -A	185, 200	5. 09	942, 668. 00	
INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	951, 300	2. 64	2, 511, 432. 00	
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	80, 316	5. 37	431, 296. 92	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	72, 300	18. 58	1, 343, 334. 00	
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL -A	2, 900	136. 74	396, 546. 00	
JIANGXI COPPER CO LTD-A	99, 100	17. 49	1, 733, 259. 00	
KINGFA SCI. & TECH CO LTD-A	59, 800	9. 58	572, 884. 00	
LB GROUP CO LTD-A	59, 600	20. 37	1, 214, 052. 00	
NINGBO SHANSHAN CO LTD-A	41, 100	28. 32	1, 163, 952. 00	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	116, 800	14. 63	1, 708, 784. 00	
PANGANG GROUP VANADIUM TIT-A	81, 700	3. 59	293, 303. 00	
RONGSHENG PETROCHEMICAL CO-A	191, 671	15. 48	2, 967, 067. 08	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	60, 529	25. 96	1, 571, 332. 84	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	90, 424	18. 63	1, 684, 599. 12	
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	49, 850	29. 27	1, 459, 109. 50	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	336, 100	3. 47	1, 166, 267. 00	
SHANDONG SUN PAPER INDUSTR-A	24, 600	12. 00	295, 200. 00	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	24, 080	86. 72	2, 088, 217. 60	
SHANXI MEIJIN ENERGY CO LT-A	145, 500	12. 29	1, 788, 195. 00	
SHANXI TAIGANG STAINLESS-A	145, 000	5. 54	803, 300. 00	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOG-A	20, 880	51. 14	1, 067, 803. 20	
SHENZHEN DYNANONIC CO LTD-A	11, 900	410. 66	4, 886, 854. 00	
SHENZHEN SENIOR TECHNOLOGY-A	17, 980	30. 82	554, 143. 60	
SICHUAN YAHUA INDUSTRIAL-A	12, 000	31. 40	376, 800. 00	
SINOMA SCIENCE&TECHNOLOGY -A	47, 100	27. 24	1, 283, 004. 00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHE-A	58, 100	3. 21	186, 501. 00	
SKSHU PAINT CO LTD-A	9, 660	117. 76	1, 137, 561. 60	
SUZHOU TA&A ULTRA CLEAN TE-A	15, 800	80. 62	1, 273, 796. 00	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO-A	100, 000	6. 53	653, 000. 00	
TONGKUN GROUP CO LTD-A	60, 900	16. 05	977, 445. 00	
TONGLING NONFERROUS METALS-A	510, 800	3. 27	1, 670, 316. 00	
TRANSFAR ZHILIAN CO LTD-A	30, 906	6. 19	191, 308. 14	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	87, 500	93. 42	8, 174, 250. 00	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES-A	4, 900	57. 45	281, 505. 00	
WESTERN SUPERCONDUCTING TE-A	16, 600	96. 40	1, 600, 240. 00	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD-A	13, 400	21. 83	292, 522. 00	

YINTAI GOLD CO LTD-A	26, 460	9. 81	259, 572. 60	
YONGXING SPECIAL MATERIALS-A	11, 200	143. 11	1, 602, 832. 00	
YOUNGY CO LTD-A	10, 000	152. 25	1, 522, 500. 00	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL-A	15, 500	261. 87	4, 058, 985. 00	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	28, 015	89. 61	2, 510, 424. 15	
ZHEJIANG JUHUA CO-A	26, 100	12. 89	336, 429. 00	
ZHEJIANG YONGTAI TECH-A	25, 300	32. 41	819, 973. 00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	422, 400	9. 20	3, 886, 080. 00	
AECC AERO-ENGINE CONTROL-A	78, 931	28. 60	2, 257, 426. 60	
AECC AVIATION POWER CO-A	79, 200	45. 11	3, 572, 712. 00	
AVIC ELECTROMECHANICAL SY-A	181, 400	12. 36	2, 242, 104. 00	
AVICOPTER PLC-A	37, 400	46. 91	1, 754, 434. 00	
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	16, 100	32. 40	521, 640. 00	
BEIJING UNITED INFORMATION-A	17, 255	89. 55	1, 545, 185. 25	
CHINA BAOAN GROUP-A	49, 260	14. 13	696, 043. 80	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	73, 000	19. 63	1, 432, 990. 00	
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	543, 500	2. 37	1, 288, 095. 00	
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	98, 000	9. 36	917, 280. 00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	291, 100	6. 08	1, 769, 888. 00	
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	856, 180	5. 43	4, 649, 057. 40	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	53, 008	563. 50	29, 870, 008. 00	
CRRC CORP LTD-A	410, 000	5. 17	2, 119, 700. 00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	144, 760	16. 77	2, 427, 625. 20	
EVE ENERGY CO LTD-A	35, 088	107. 30	3, 764, 942. 40	
FANGDA CARBON NEW MATERIAL-A	36, 143	7. 49	270, 711. 07	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LT-A	9, 750	204. 10	1, 989, 975. 00	
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	35, 700	46. 49	1, 659, 693. 00	
GUANGDONG KINLONG HARDWARE-A	7, 800	107. 00	834, 600. 00	
HONGFA TECHNOLOGY CO LTD-A	7, 100	59. 83	424, 793. 00	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	26, 032	57. 76	1, 503, 608. 32	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	29, 200	22. 34	652, 328. 00	
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO-A	47, 400	17. 19	814, 806. 00	
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	527, 534	3. 43	1, 809, 441. 62	
MING YANG SMART ENERGY GRO-A	47, 900	31. 30	1, 499, 270. 00	
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	109, 008	28. 36	3, 091, 466. 88	
NINGBO RONBAY NEW ENERGY T-A	8, 300	134. 06	1, 112, 698. 00	

NORTH INDUSTRIES GROUP RED-A	49,900	28.00	1,397,200.00	
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	293,400	7.83	2,297,322.00	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	160,216	18.11	2,901,511.76	
SHANGHAI CONSTRUCTION GROU-A	84,500	3.02	255,190.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	407,700	4.09	1,667,493.00	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	50,851	69.80	3,549,399.80	
SICHUAN ROAD&BRIDGE CO LT-A	132,600	10.56	1,400,256.00	
SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	12,000	35.88	430,560.00	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	38,400	95.41	3,663,744.00	
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	37,600	34.44	1,294,944.00	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	3,520	479.00	1,686,080.00	
TBEA CO LTD-A	81,400	26.71	2,174,194.00	
TITAN WIND ENERGY SUZHOU-A	12,000	17.69	212,280.00	
WEICHAI POWER CO LTD-A	103,651	12.59	1,304,966.09	
WUXI LEAD INTELLIGENT EQUI-A	13,440	68.34	918,489.60	
WUXI SHANGJI AUTOMATION CO-A	9,240	136.50	1,261,260.00	
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	363,600	5.33	1,937,988.00	
XIAMEN C & D INC-A	26,900	11.76	316,344.00	
XINJIANG GOLDWIND SCI&TECH-A	129,800	14.24	1,848,352.00	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	36,000	37.28	1,342,080.00	
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY -A	4,620	48.43	223,746.60	
ZHEJIANG HANGKE TECHNOLOGY-A	12,000	74.96	899,520.00	
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILD-A	15,000	22.32	334,800.00	
ZHUZHOU KIBING GROUP CO LT-A	90,500	12.24	1,107,720.00	
ZOOLION HEAVY INDUSTRY S-A	143,900	5.97	859,083.00	
BEIJING ORIGINWATER TECHNO-A	336,637	4.90	1,649,521.30	
SHANGHAI M&G STATIONERY IN-A	8,800	50.77	446,776.00	
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONME-A	44,700	31.52	1,408,944.00	
AIR CHINA LTD-A	142,600	10.24	1,460,224.00	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	1,359,355	4.89	6,647,245.95	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	88,800	4.92	436,896.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	205,800	6.85	1,409,730.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	269,330	13.67	3,681,741.10	
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	874,000	6.56	5,733,440.00	
S F HOLDING CO LTD-A	142,200	52.62	7,482,564.00	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	9,100	49.99	454,909.00	

SHANGHAI INTERNATIONAL POR-A	139, 900	5. 90	825, 410. 00	
SINOTRANS LIMITED-A	41, 600	3. 87	160, 992. 00	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD-A	75, 200	20. 18	1, 517, 536. 00	
YUNDA HOLDING CO LTD-A	78, 060	15. 84	1, 236, 470. 40	
BYD CO LTD -A	37, 300	351. 05	13, 094, 165. 00	
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	2, 600	172. 09	447, 434. 00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	116, 300	22. 35	2, 599, 305. 00	
FAW JIEFANG GROUP CO LTD-A	73, 700	9. 50	700, 150. 00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	46, 838	44. 09	2, 065, 087. 42	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-A	34, 900	39. 91	1, 392, 859. 00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-A	348, 900	17. 46	6, 091, 794. 00	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	68, 200	25. 40	1, 732, 280. 00	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	12, 000	158. 56	1, 902, 720. 00	
MIANYANG FULIN PRECISION C-A	6, 000	23. 52	141, 120. 00	
NINGBO JOYSON ELECTRONIC -A	12, 360	15. 56	192, 321. 60	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	10, 000	70. 50	705, 000. 00	
SAIC MOTOR CORP LTD-A	159, 244	18. 19	2, 896, 648. 36	
SAILUN GROUP CO LTD-A	107, 100	11. 99	1, 284, 129. 00	
SHANDONG LINGLONG TYRE CO -A	11, 400	26. 66	303, 924. 00	
SHENZHEN KEDALI INDUSTRY C-A	8, 700	173. 00	1, 505, 100. 00	
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOG-A	1, 100	641. 00	705, 100. 00	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	11, 400	111. 39	1, 269, 846. 00	
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	199, 753	33. 90	6, 771, 626. 70	
HAIER SMART HOME CO LTD-A	208, 929	26. 62	5, 561, 689. 98	
HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	9, 000	33. 84	304, 560. 00	
JASON FURNITURE HANGZHOU C-A	12, 400	72. 00	892, 800. 00	
OPPEIN HOME GROUP INC-A	12, 917	137. 95	1, 781, 900. 15	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	310, 000	4. 48	1, 388, 800. 00	
XIAMEN INTRETECH INC-A	38, 432	21. 29	818, 217. 28	
ZHEJIANG SEMIR GARMENT CO-A	17, 100	5. 81	99, 351. 00	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD -A	5, 200	56. 50	293, 800. 00	
SHANGHAI JINJIANG INTERNAT-A	27, 000	56. 35	1, 521, 450. 00	
SHENZHEN OVERSEAS CHINESE-A	268, 100	5. 73	1, 536, 213. 00	
SONGCHENG PERFORMANCE DEVE-A	24, 843	13. 80	342, 833. 40	
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	75, 300	21. 43	1, 613, 679. 00	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO L-A	27, 900	8. 76	244, 404. 00	

FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	280, 502	6. 35	1, 781, 187. 70	
G-BITS NETWORK TECHNOLOGY-A	700	383. 24	268, 268. 00	
GIANT NETWORK GROUP CO LTD-A	12, 800	9. 03	115, 584. 00	
KUNLUN TECH CO LTD-A	31, 200	15. 58	486, 096. 00	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	25, 280	33. 55	848, 144. 00	
PERFECT WORLD CO LTD-A	18, 300	13. 96	255, 468. 00	
ZHEJIANG CENTURY HUATONG -A	126, 520	4. 77	603, 500. 40	
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	40, 499	201. 12	8, 145, 158. 88	
SHANGHAI YUYUAN TOURIST MA-A	30, 800	8. 90	274, 120. 00	
WUCHAN ZHONGDA GROUP CO L-A	48, 200	5. 03	242, 446. 00	
DASHENLIN PHARMACEUTICAL G-A	16, 420	30. 87	506, 885. 40	
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	6, 552	53. 18	348, 435. 36	
ANGEL YEAST CO LTD-A	7, 800	47. 75	372, 450. 00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	10, 200	230. 37	2, 349, 774. 00	
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO -A	5, 625	55. 50	312, 187. 50	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY C-A	21, 800	61. 06	1, 331, 108. 00	
ANJOY FOODS GROUP CO LTD-A	5, 900	150. 45	887, 655. 00	
BEIJING DABEINONG TECHNOLO-A	40, 300	7. 83	315, 549. 00	
BEIJING SHUNXIN AGRICULT-A	7, 000	26. 10	182, 700. 00	
CHACHA FOOD CO LTD-A	2, 000	55. 25	110, 500. 00	
CHONGQING BREWERY CO-A	4, 600	132. 90	611, 340. 00	
CHONGQING FULING ZHACAI-A	7, 500	33. 43	250, 725. 00	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	71, 578	84. 18	6, 025, 436. 04	
FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT-A	9, 800	19. 28	188, 944. 00	
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	25, 019	59. 64	1, 492, 133. 16	
HEILONGJIANG AGRICULTURE-A	118, 600	14. 88	1, 764, 768. 00	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	87, 500	29. 20	2, 555, 000. 00	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	161, 700	38. 00	6, 144, 600. 00	
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	32, 590	49. 65	1, 618, 093. 50	
JIANGSU YANGHE BREWERY -A	26, 281	173. 20	4, 551, 869. 20	
JIANGXI ZHENG BANG TECH -A	23, 200	6. 27	145, 464. 00	
JIUGUI LIQUOR CO LTD-A	3, 600	184. 98	665, 928. 00	
JONJEE HIGH-TECH INDUSTRIA-A	7, 600	31. 33	238, 108. 00	
JUEWEI FOOD CO LTD-A	5, 500	49. 38	271, 590. 00	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	27, 182	2, 009. 01	54, 608, 909. 82	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	37, 800	230. 00	8, 694, 000. 00	

MUYUAN FOODS CO LTD-A	110, 880	56. 90	6, 309, 072. 00	
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	59, 400	15. 78	937, 332. 00	
SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT-A	24, 705	27. 84	687, 787. 20	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	27, 760	302. 80	8, 405, 728. 00	
SICHUAN SWELLFUN CO LTD-A	12, 600	85. 30	1, 074, 780. 00	
TOLY BREAD CO LTD-A	10, 192	15. 20	154, 918. 40	
TONGWEI CO LTD-A	109, 600	57. 96	6, 352, 416. 00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	6, 600	95. 59	630, 894. 00	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	89, 540	21. 93	1, 963, 612. 20	
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	93, 900	185. 00	17, 371, 500. 00	
VIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	23, 700	49. 21	1, 166, 277. 00	
YUAN LONGPING HIGH-TECH AG-A	12, 500	16. 76	209, 500. 00	
BY-HEALTH CO LTD-A	15, 000	20. 93	313, 950. 00	
PROYA COSMETICS CO LTD-A	6, 300	156. 77	987, 651. 00	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	163, 883	41. 86	6, 860, 142. 38	
GUANGZHOU KINGMED DIAGNOST-A	4, 400	77. 15	339, 460. 00	
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	57, 140	42. 29	2, 416, 450. 60	
INTCO MEDICAL TECHNOLOGY C-A	13, 320	24. 05	320, 346. 00	
JAFRON BIOMEDICAL CO LTD-A	7, 600	49. 80	378, 480. 00	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	64, 300	26. 67	1, 714, 881. 00	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	17, 800	12. 11	215, 558. 00	
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY-A	95, 160	18. 40	1, 750, 944. 00	
MEINIAN ONEHEALTH HEALTHCA-A	35, 560	5. 23	185, 978. 80	
OVCTEK CHINA INC-A	17, 260	53. 34	920, 648. 40	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	18, 300	18. 25	333, 975. 00	
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	26, 300	319. 30	8, 397, 590. 00	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BI-A	10, 000	43. 07	430, 700. 00	
TOPCHOICE MEDICAL CORPORAT-A	7, 000	158. 96	1, 112, 720. 00	
WINNING HEALTH TECHNOLOGY-A	184, 520	8. 80	1, 623, 776. 00	
APELOA PHARMACEUTICAL CO-A	15, 000	20. 44	306, 600. 00	
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	2, 600	281. 12	730, 912. 00	
BEIJING TIANTAN BIOLOGICAL-A	11, 880	24. 17	287, 139. 60	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	9, 860	150. 28	1, 481, 760. 80	
BETTA PHARMACEUTICALS CO L-A	3, 800	61. 65	234, 270. 00	
BGI GENOMICS CO LTD-A	17, 000	68. 11	1, 157, 870. 00	
CANSINO BIOLOGICS INC-A	2, 600	199. 00	517, 400. 00	

CHANGCHUN HIGH & NEW TECH-A	8, 700	211. 15	1, 837, 005. 00	
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	9, 300	45. 71	425, 103. 00	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	28, 898	100. 69	2, 909, 739. 62	
DAAN GENE CO LTD-A	19, 360	17. 48	338, 412. 80	
DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	6, 200	36. 10	223, 820. 00	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	128, 900	31. 37	4, 043, 593. 00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	7, 089	104. 46	740, 516. 94	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	54, 190	21. 81	1, 181, 883. 90	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP-A	29, 900	16. 27	486, 473. 00	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	3, 400	564. 00	1, 917, 600. 00	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	234, 143	33. 52	7, 848, 473. 36	
JOINCARE PHARMACEUTICAL GR-A	18, 400	12. 14	223, 376. 00	
JOINN LABORATORIES CHINA C-A	10, 600	112. 47	1, 192, 182. 00	
LIVZON PHARMACEUTICAL GROU-A	5, 800	34. 47	199, 926. 00	
NANJING KING-FRIEND BIOCHE-A	9, 633	29. 45	283, 691. 85	
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	18, 750	93. 01	1, 743, 937. 50	
SHANDONG BUCHANG PHARMACEU-A	10, 780	19. 74	212, 797. 20	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	48, 600	43. 20	2, 099, 520. 00	
SHANGHAI JUNSHI BIOSCIENCE-A	24, 600	78. 60	1, 933, 560. 00	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	240, 500	5. 95	1, 430, 975. 00	
SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICA-A	15, 425	42. 34	653, 094. 50	
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	8, 200	26. 97	221, 154. 00	
SHIJIAZHUANG YILING PHARMA-A	16, 100	24. 96	401, 856. 00	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	13, 600	19. 42	264, 112. 00	
WALVAX BIOTECHNOLOGY CO-A	32, 480	47. 89	1, 555, 467. 20	
WUXI APPTEC CO LTD-A	49, 771	102. 67	5, 109, 988. 57	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	26, 460	58. 14	1, 538, 384. 40	
ZHANGZHOU PIENTZEHUANG PHA-A	9, 200	342. 29	3, 149, 068. 00	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	13, 860	21. 37	296, 188. 20	
ZHEJIANG JIUZHOU PHARMACEU-A	25, 700	50. 30	1, 292, 710. 00	
ZHEJIANG NHU CO LTD-A	85, 176	22. 55	1, 920, 718. 80	
ZHEJIANG WOLWO BIO-PHARMAC-A	5, 000	48. 72	243, 600. 00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	3, 906, 800	3. 01	11, 759, 468. 00	
BANK OF BEIJING CO LTD -A	346, 600	4. 53	1, 570, 098. 00	
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	34, 393	16. 35	562, 325. 55	
BANK OF CHINA LTD-A	772, 400	3. 25	2, 510, 300. 00	

BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	792, 233	4. 95	3, 921, 553. 35	
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	151, 000	13. 96	2, 107, 960. 00	
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	324, 350	6. 53	2, 118, 005. 50	
BANK OF NANJING CO LTD -A	159, 900	10. 59	1, 693, 341. 00	
BANK OF NINGBO CO LTD -A	115, 011	33. 32	3, 832, 166. 52	
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	207, 711	6. 50	1, 350, 121. 50	
CHINA CONSTRUCTION BANK-A	91, 200	6. 01	548, 112. 00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	956, 010	3. 21	3, 068, 792. 10	
CHINA MERCHANTS BANK-A	565, 699	40. 20	22, 741, 099. 80	
CHINA MINSHENG BANKING-A	746, 028	3. 70	2, 760, 303. 60	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD-A	241, 200	3. 32	800, 784. 00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	56, 500	3. 97	224, 305. 00	
HUAXIA BANK CO LTD-A	198, 750	5. 14	1, 021, 575. 00	
IND & COMM BK OF CHINA-A	1, 164, 728	4. 74	5, 520, 810. 72	
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	413, 374	19. 19	7, 932, 647. 06	
PING AN BANK CO LTD-A	413, 561	14. 23	5, 884, 973. 03	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	526, 500	5. 15	2, 711, 475. 00	
QINGDAO RURAL COMMERCIAL B-A	30, 300	3. 33	100, 899. 00	
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	884, 337	7. 95	7, 030, 479. 15	
AVIC INDUSTRY-FINANCE HOLD-A	461, 900	3. 49	1, 612, 031. 00	
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	34, 125	7. 99	272, 658. 75	
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	52, 500	5. 98	313, 950. 00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-A	70, 200	9. 66	678, 132. 00	
CHINA GREAT WALL SECURITIE-A	58, 000	10. 27	595, 660. 00	
CHINA INTERNATIONAL CAPTAL-A	32, 692	44. 20	1, 444, 986. 40	
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	159, 900	14. 54	2, 324, 946. 00	
CITIC SECURITIES CO-A	198, 845	21. 63	4, 301, 017. 35	
CSC FINANCIAL CO LTD-A	79, 800	28. 65	2, 286, 270. 00	
DONGXING SECURITIES CO LT-A	26, 200	8. 96	234, 752. 00	
EAST MONEY INFORMATION CO-A	227, 059	25. 15	5, 710, 533. 85	
EVERBRIGHT SECURITIE CO -A	101, 600	16. 62	1, 688, 592. 00	
FIRST CAPITAL SECURITIES C-A	97, 100	6. 18	600, 078. 00	
FOUNDER SECURITIES CO LTD-A	231, 200	6. 80	1, 572, 160. 00	
GF SECURITIES CO LTD-A	101, 100	18. 75	1, 895, 625. 00	
GUANGZHOU YUEXIU FINANCIAL-A	110, 261	6. 87	757, 493. 07	
GUOLIAN SECURITIES CO LTD-A	51, 600	11. 95	616, 620. 00	

GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	73, 100	9. 56	698, 836. 00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	173, 625	15. 20	2, 639, 100. 00	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	31, 900	6. 28	200, 332. 00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	242, 979	9. 76	2, 371, 475. 04	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	13, 530	97. 06	1, 313, 221. 80	
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	115, 240	14. 48	1, 668, 675. 20	
HUAXI SECURITIES CO LTD-A	24, 900	7. 65	190, 485. 00	
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	180, 700	7. 13	1, 288, 391. 00	
NANJING SECURITIES CO LTD-A	31, 300	8. 45	264, 485. 00	
NORTHEAST SECURITIES CO LT-A	22, 200	6. 96	154, 512. 00	
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	139, 500	10. 49	1, 463, 355. 00	
SEALAND SECURITIES CO LTD -A	40, 000	3. 69	147, 600. 00	
SHANXI SECURITIES CO LTD-A	26, 900	5. 67	152, 523. 00	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	339, 514	4. 26	1, 446, 329. 64	
SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	28, 700	9. 12	261, 744. 00	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	28, 500	6. 89	196, 365. 00	
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	53, 700	4. 02	215, 874. 00	
WESTERN SECURITIES CO LTD-A	247, 600	6. 66	1, 649, 016. 00	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	74, 000	11. 27	833, 980. 00	
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD-A	132, 200	7. 76	1, 025, 872. 00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	85, 400	31. 77	2, 713, 158. 00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	153, 200	23. 44	3, 591, 008. 00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	31, 386	32. 51	1, 020, 358. 86	
PICC HOLDING CO-A	81, 000	5. 20	421, 200. 00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	290, 422	46. 76	13, 580, 132. 72	
CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	137, 922	12. 55	1, 730, 921. 10	
CHINA VANKE CO LTD -A	194, 956	18. 34	3, 575, 493. 04	
GEMDALE CORP-A	42, 900	12. 38	531, 102. 00	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	246, 800	16. 23	4, 005, 564. 00	
SEAZEN HOLDINGS CO LTD-A	58, 700	24. 79	1, 455, 173. 00	
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS-A	160, 740	13. 52	2, 173, 204. 80	
SHANGHAI ZHANJIANG HIGH-A	125, 500	12. 64	1, 586, 320. 00	
YOUNGOR GROUP CO-A	106, 400	6. 53	694, 792. 00	
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	319, 600	8. 40	2, 684, 640. 00	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	6, 100	196. 27	1, 197, 247. 00	
BEIJING SHIJI INFORMATION -A	16, 464	15. 25	251, 076. 00	

BEIJING SINNET TECHNOLOGY-A	131, 600	10. 66	1, 402, 856. 00	
DHC SOFTWARE CO LTD -A	281, 500	6. 16	1, 734, 040. 00	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	38, 768	45. 25	1, 754, 252. 00	
IFLYTEK CO LTD - A	48, 285	41. 75	2, 015, 898. 75	
NAVINFO CO LTD-A	18, 600	14. 37	267, 282. 00	
SANGFOR TECHNOLOGIES INC-A	8, 500	103. 93	883, 405. 00	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	27, 100	55. 63	1, 507, 573. 00	
THUNDER SOFTWARE TECHNOLOG-A	12, 400	140. 04	1, 736, 496. 00	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	87, 015	20. 14	1, 752, 482. 10	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO -A	36, 700	28. 68	1, 052, 556. 00	
BEIJING YUANLIU HONGYUAN E-A	8, 200	138. 50	1, 135, 700. 00	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	672, 300	3. 89	2, 615, 247. 00	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	48, 197	29. 62	1, 427, 595. 14	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	164, 000	10. 72	1, 758, 080. 00	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-A	296, 998	4. 58	1, 360, 250. 84	
CHINA ZHENHUA GROUP SCIENC-A	13, 700	138. 73	1, 900, 601. 00	
FIBERHOME TELECOM TECH CO-A	11, 100	14. 29	158, 619. 00	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	222, 100	9. 75	2, 165, 475. 00	
GOERTEK INC -A	71, 400	33. 47	2, 389, 758. 00	
GRG BANKING EQUIPMENT CO -A	166, 500	9. 21	1, 533, 465. 00	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	21, 800	9. 10	198, 380. 00	
GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRON-A	8, 400	75. 09	630, 756. 00	
HUAGONG TECH CO LTD-A	33, 500	23. 20	777, 200. 00	
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	54, 900	26. 11	1, 433, 439. 00	
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	109, 400	10. 75	1, 176, 050. 00	
LINGYI ITECH GUANGDONG CO -A	217, 700	4. 84	1, 053, 668. 00	
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	149, 112	32. 41	4, 832, 719. 92	
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	6, 720	203. 12	1, 364, 966. 40	
NINESTAR CORP-A	39, 700	52. 16	2, 070, 752. 00	
OFILM GROUP CO LTD-A	25, 700	5. 94	152, 658. 00	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	21, 600	17. 02	367, 632. 00	
SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	4, 480	94. 64	423, 987. 20	
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	12, 000	89. 80	1, 077, 600. 00	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	15, 300	23. 63	361, 539. 00	
TIANJIN712 COMMUNICATION &-A	9, 000	31. 75	285, 750. 00	
TIANMA MICROELECTRONICS-A	111, 100	9. 86	1, 095, 446. 00	

UNISPLENDOUR CORP LTD-A	38, 248	18. 85	720, 974. 80	
WESTONE INFORMATION INDUST-A	26, 600	40. 13	1, 067, 458. 00	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	25, 000	70. 83	1, 770, 750. 00	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	120, 794	12. 96	1, 565, 490. 24	
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHA-A	18, 040	15. 89	286, 655. 60	
XIAMEN FARATRONIC CO LTD-A	6, 300	187. 05	1, 178, 415. 00	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	22, 450	74. 75	1, 678, 137. 50	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	75, 700	16. 28	1, 232, 396. 00	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	5, 700	30. 50	173, 850. 00	
ZHUZHOU HONGDA ELECTRONICS-A	10, 000	63. 49	634, 900. 00	
ZTE CORP-A	81, 600	24. 90	2, 031, 840. 00	
CHINA UNITED NETWORK-A	520, 000	3. 48	1, 809, 600. 00	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	240, 000	6. 70	1, 608, 000. 00	
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	661, 300	6. 27	4, 146, 351. 00	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	506, 540	23. 37	11, 837, 839. 80	
ENN NATURAL GAS CO LTD-A	73, 600	18. 49	1, 360, 864. 00	
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	570, 400	3. 74	2, 133, 296. 00	
HUADIAN POWER INTL CORP-A	64, 400	3. 93	253, 092. 00	
HUANENG POWER INTL INC-A	157, 200	7. 39	1, 161, 708. 00	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	174, 000	10. 35	1, 800, 900. 00	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO L-A	37, 560	6. 28	235, 876. 80	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	180, 400	11. 85	2, 137, 740. 00	
ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	9, 900	117. 20	1, 160, 280. 00	
CHINA RESOURCES MICROLECT-A	21, 000	57. 32	1, 203, 720. 00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD-A	25, 100	41. 36	1, 038, 136. 00	
GCL SYSTEM INTEGRATION TEC-A	48, 300	4. 17	201, 411. 00	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR B-A	13, 556	132. 00	1, 789, 392. 00	
HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	23, 016	77. 78	1, 790, 184. 48	
HANGZHOU SILAN MICROLECTR-A	33, 200	46. 39	1, 540, 148. 00	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	10, 100	96. 51	974, 751. 00	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	40, 600	76. 36	3, 100, 216. 00	
JCET GROUP CO LTD-A	47, 200	25. 24	1, 191, 328. 00	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	149, 389	64. 35	9, 613, 182. 15	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	18, 400	56. 88	1, 046, 592. 00	
NATIONAL SILICON INDUSTRY -A	42, 700	22. 77	972, 279. 00	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	8, 100	268. 40	2, 174, 040. 00	

	SG MICRO CORP-A	6, 075	172. 88	1, 050, 246. 00	
	SHENZHEN SC NEW ENERGY TEC-A	8, 600	105. 99	911, 514. 00	
	STARPOWER SEMICONDUCTOR LT-A	3, 500	374. 92	1, 312, 220. 00	
	TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	56, 200	46. 78	2, 629, 036. 00	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	201, 300	9. 34	1, 880, 142. 00	
	TONGFU MICROELECTRONIC CO-A	29, 100	14. 63	425, 733. 00	
	TRINA SOLAR CO LTD-A	30, 100	67. 92	2, 044, 392. 00	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	13, 000	184. 35	2, 396, 550. 00	
	WILL SEMICONDUCTOR CO LTD-A	14, 800	159. 58	2, 361, 784. 00	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	29, 700	66. 50	1, 975, 050. 00	
	オフショア元 小計	51, 901, 761		876, 410, 660. 55 (17, 639, 780, 288)	
サウジアラビア リヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	54, 323	17. 60	956, 084. 80	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	883, 118	37. 65	33, 249, 392. 70	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	37, 920	50. 90	1, 930, 128. 00	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	122, 759	16. 10	1, 976, 419. 90	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	72, 760	141. 00	10, 259, 160. 00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	124, 734	48. 45	6, 043, 362. 30	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	310, 765	51. 40	15, 973, 321. 00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	320, 274	101. 60	32, 539, 838. 40	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	111, 575	27. 75	3, 096, 206. 25	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	258, 586	15. 52	4, 013, 254. 72	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	86, 363	50. 80	4, 387, 240. 40	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	11, 285	201. 00	2, 268, 285. 00	
	JARIR MARKETING CO	24, 000	161. 40	3, 873, 600. 00	
	ALMARAII CO	70, 302	52. 50	3, 690, 855. 00	
	SAVOLA	72, 389	35. 90	2, 598, 765. 10	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	31, 852	198. 80	6, 332, 177. 60	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	19, 343	216. 60	4, 189, 693. 80	
	AL RAJHI BANK	682, 063	84. 60	57, 702, 529. 80	
	ALINMA BANK	389, 122	33. 90	13, 191, 235. 80	
	ARAB NATIONAL BANK	193, 088	30. 85	5, 956, 764. 80	
	BANK AL-JAZIRA	114, 405	23. 14	2, 647, 331. 70	
	BANK ALBILAD	162, 381	43. 60	7, 079, 811. 60	
	BANQUE SAUDI FRANSI	202, 855	46. 70	9, 473, 328. 50	
	RIYAD BANK	459, 199	32. 50	14, 923, 967. 50	

	SAUDI BRITISH BANK	340, 925	38. 65	13, 176, 751. 25	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	205, 040	19. 50	3, 998, 280. 00	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	773, 206	63. 90	49, 407, 863. 40	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	16, 046	171. 00	2, 743, 866. 00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	18, 393	157. 40	2, 895, 058. 20	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	180, 939	12. 40	2, 243, 643. 60	
	EMAAR ECONOMIC CITY	162, 006	10. 12	1, 639, 500. 72	
	ELM CO	10, 228	259. 40	2, 653, 143. 20	
	ETIHAD ETISALAT CO	108, 973	36. 10	3, 933, 925. 30	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	142, 448	11. 52	1, 641, 000. 96	
	SAUDI TELECOM CO	216, 776	99. 00	21, 460, 824. 00	
	ACWA POWER CO	30, 596	146. 00	4, 467, 016. 00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	302, 586	23. 38	7, 074, 460. 68	
	サウジアラビアリヤル 小計		7, 323, 623	365, 688, 087. 98 (13, 135, 516, 120)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	59, 228	266. 90	15, 807, 953. 20	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	486, 774	27. 86	13, 561, 523. 64	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	166, 850	24. 56	4, 097, 836. 00	
	KOC HOLDING AS	330, 276	40. 90	13, 508, 288. 40	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	457, 917	21. 76	9, 964, 273. 92	
	TURK HAVA YOLLARI AO	257, 239	50. 25	12, 926, 259. 75	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	24, 370	299. 00	7, 286, 630. 00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	164, 559	84. 40	13, 888, 779. 60	
	AKBANK T. A. S.	865, 040	8. 77	7, 586, 400. 80	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	350, 000	20. 62	7, 217, 000. 00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	596, 394	4. 70	2, 803, 051. 80	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	496, 142	17. 80	8, 831, 327. 60	
	トルコリラ 小計		4, 254, 789	117, 479, 324. 71 (953, 156, 753)	
ユーロ	MYTILINEOS S. A.	65, 300	14. 53	948, 809. 00	
	FF GROUP	5, 889	4. 80	28, 267. 20	
	OPAP SA	53, 528	13. 93	745, 645. 04	
	JUMBO SA	33, 461	14. 54	486, 522. 94	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	974, 172	0. 85	835, 449. 90	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	1, 015, 188	0. 89	909, 608. 44	
	NATIONAL BANK OF GREECE	111, 893	2. 95	330, 196. 24	

	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	76, 208	16. 37	1, 247, 524. 96	
	PUBLIC POWER CORP	59, 582	5. 45	324, 721. 90	
	ユーロ 小計	2, 395, 221		5, 856, 745. 62 (831, 833, 580)	
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	198, 447	17. 90	3, 552, 201. 30	
	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	970, 867	3. 67	3, 565, 023. 62	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	1, 634, 477	2. 51	4, 102, 537. 27	
	INDUSTRIES QATAR	464, 461	15. 69	7, 287, 393. 09	
	COMMERCIAL BANK PSQC	586, 027	6. 89	4, 037, 726. 03	
	MASRAF AL RAYAN	2, 032, 329	4. 18	8, 511, 393. 85	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	191, 996	10. 70	2, 054, 357. 20	
	QATAR ISLAMIC BANK	611, 198	22. 25	13, 599, 155. 50	
	QATAR NATIONAL BANK	1, 617, 125	19. 74	31, 922, 047. 50	
	BARWA REAL ESTATE CO	892, 615	3. 30	2, 950, 092. 57	
	OOREDOO QPSC	248, 987	7. 59	1, 889, 811. 33	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	266, 231	17. 20	4, 579, 173. 20	
	カタールリアル 小計	9, 714, 760		88, 050, 912. 46 (3, 234, 990, 523)	
	合 計	2, 234, 608, 355		311, 872, 425, 893 (311, 872, 425, 893)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
メキシコペソ	投資証券	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	434, 300	9, 975, 871. 00	
		TRUST FIBRA UNO	1, 072, 900	21, 093, 214. 00	
メキシコペソ合計			1, 507, 200	31, 069, 085. 00 (210, 086, 045)	
南アフリカランド	投資証券	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	986, 436	12, 843, 396. 72	
南アフリカランド合計			986, 436	12, 843, 396. 72 (109, 168, 872)	
合計				319, 254, 917 (319, 254, 917)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 57 銘柄	100.00%	—	3.43%
香港ドル	株式 197 銘柄	100.00%	—	26.34%
マレーシアリンギット	株式 34 銘柄	100.00%	—	1.44%
タイバーツ	株式 42 銘柄	100.00%	—	1.85%
フィリピンペソ	株式 20 銘柄	100.00%	—	0.70%
インドネシアルピア	株式 25 銘柄	100.00%	—	1.88%
メキシコペソ	株式 20 銘柄	96.82%	—	2.05%
	投資証券 2 銘柄	—	3.18%	0.07%
ブラジルレアル	株式 48 銘柄	100.00%	—	4.77%
チリペソ	株式 12 銘柄	100.00%	—	0.51%
韓国ウォン	株式 112 銘柄	100.00%	—	11.34%
ニュー台湾ドル	株式 87 銘柄	100.00%	—	14.76%
インドルピー	株式 109 銘柄	100.00%	—	12.65%
チェココルナ	株式 3 銘柄	100.00%	—	0.19%
クウェートディナール	株式 7 銘柄	100.00%	—	0.81%
コロンビアペソ	株式 4 銘柄	100.00%	—	0.16%
ハンガリーフォリン	株式 3 銘柄	100.00%	—	0.16%
アラブデイルハム	株式 8 銘柄	100.00%	—	1.22%
ポーランドズロチ	株式 15 銘柄	100.00%	—	0.61%
南アフリカランド	株式 36 銘柄	99.03%	—	3.57%
	投資証券 1 銘柄	—	0.97%	0.03%
オフショア元	株式 439 銘柄	100.00%	—	5.65%
サウジアラビアリヤル	株式 37 銘柄	100.00%	—	4.21%
トルコリラ	株式 12 銘柄	100.00%	—	0.31%
ユーロ	株式 9 銘柄	100.00%	—	0.27%
カタールリアル	株式 12 銘柄	100.00%	—	1.04%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 【中間財務諸表】

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信

託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間（令和 4 年 6 月 28 日から令和 4 年 12 月 27 日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和5年3月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）の令和4年6月28日から令和4年12月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）の令和4年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年6月28日から令和4年12月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 〔令和4年6月27日現在〕	第4期中間計算期間末 〔令和4年12月27日現在〕
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	8,577,508	8,105,609
親投資信託受益証券	6,990,553,088	5,210,313,945
流動資産合計	6,999,130,596	5,218,419,554
資産合計	6,999,130,596	5,218,419,554
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,328,019	1,953,758
未払受託者報酬	999,305	869,322
未払委託者報酬	4,663,371	4,056,778
未払利息	10	15
その他未払費用	626,558	613,123
流動負債合計	7,617,263	7,492,996
負債合計	7,617,263	7,492,996
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,819,423,052	4,582,595,486
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,172,090,281	628,331,072
（分配準備積立金）	511,152,983	325,675,265
元本等合計	6,991,513,333	5,210,926,558
純資産合計	6,991,513,333	5,210,926,558
負債純資産合計	6,999,130,596	5,218,419,554

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 令和3年6月26日 至 令和3年12月25日	第4期中間計算期間 自 令和4年6月28日 至 令和4年12月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	13	3
有価証券売買等損益	△357,470,051	△308,570,112
営業収益合計	△357,470,038	△308,570,109
<b>営業費用</b>		
支払利息	758	1,763
受託者報酬	669,086	869,322
委託者報酬	3,122,321	4,056,778
その他費用	352,547	613,123
営業費用合計	4,144,712	5,540,986

営業利益又は営業損失 (△)	△361,614,750	△314,111,095
経常利益又は経常損失 (△)	△361,614,750	△314,111,095
中間純利益又は中間純損失 (△)	△361,614,750	△314,111,095
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△120,036,667	△43,153,727
期首剩余金又は期首次損金 (△)	1,280,505,031	1,172,090,281
剩余金増加額又は欠損金減少額	565,560,830	169,070,241
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	565,560,830	169,070,241
剩余金減少額又は欠損金増加額	690,200,828	441,872,082
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	690,200,828	441,872,082
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	914,286,950	628,331,072

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 6 月 25 日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当中間計算期間は令和 4 年 6 月 28 日から令和 4 年 12 月 27 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 [令和 4 年 6 月 27 日現在]	第 4 期中間計算期間末 [令和 4 年 12 月 27 日現在]
1. 期首元本額	4,041,756,494 円	5,819,423,052 円
期中追加設定元本額	4,227,303,094 円	960,306,661 円
期中一部解約元本額	2,449,636,536 円	2,197,134,227 円
2. 受益権の総数	5,819,423,052 口	4,582,595,486 口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

第 3 期中間計算期間 自 令和 3 年 6 月 26 日 至 令和 3 年 12 月 25 日	第 4 期中間計算期間 自 令和 4 年 6 月 28 日 至 令和 4 年 12 月 27 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 3 期 [令和 4 年 6 月 27 日現在]	第 4 期中間計算期間末 [令和 4 年 12 月 27 日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左  同左
----------------------------	--	--------------

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

#### (1 口当たり情報)

	第 3 期 [令和 4 年 6 月 27 日現在]	第 4 期中間計算期間末 [令和 4 年 12 月 27 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 2014 円 (12, 014 円)	1. 1371 円 (11, 371 円)

#### (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 新興国株式インデックスマザーファンド

##### 貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 12 月 27 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	11, 114, 267, 187
コール・ローン	1, 387, 109, 681
株式	346, 405, 814, 455
投資証券	426, 349, 811
派生商品評価勘定	8, 559, 466
未収入金	503, 326
未収配当金	459, 117, 623
差入委託証拠金	2, 890, 700, 013
流動資産合計	362, 692, 421, 562
資産合計	362, 692, 421, 562
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	146, 521, 626

未払解約金	150,865,781
未払利息	2,660
流動負債合計	297,390,067
負債合計	297,390,067
純資産の部	
元本等	
元本	123,604,720,296
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	238,790,311,199
元本等合計	362,395,031,495
純資産合計	362,395,031,495
負債純資産合計	362,692,421,562

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。なお、ロシア株式（D R（預託証書））を含みます。以下、同じ。）の評価については、「追加情報」に記載しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算段階で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年12月27日現在]
1. 期首	令和4年6月28日
期首元本額	103,718,140,955円
期中追加設定元本額	33,698,099,230円
期中一部解約元本額	13,811,519,889円
元本の内訳※	
MAX I S 全世界株式（オール・カントリー）上場投信	765,576,866円
e MAX I S 新興国株式インデックス	11,032,636,981円
e MAX I S バランス（8資産均等型）	1,767,263,716円
e MAX I S バランス（波乗り型）	244,070,981円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	543,826,269円
コアバランス	66,637円
e MAX I S S1im バランス（8資産均等型）	7,119,132,293円
e MAX I S S1im 新興国株式インデックス	31,870,064,795円
つみたて新興国株式	6,439,467,052円
つみたて8資産均等バランス	3,282,128,859円
e MAX I S マイマネージャー 1970s	788,392円
e MAX I S マイマネージャー 1980s	1,945,213円
e MAX I S マイマネージャー 1990s	5,758,014円
e MAX I S S1im 全世界株式（除く日本）	7,654,603,392円
e MAX I S S1im 全世界株式（3地域均等型）	686,276,703円
e MAX I S S1im 全世界株式（オール・カントリー）	29,610,540,789円
新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）	1,777,111,752円
つみたて全世界株式	31,492,827円

ラップ向けインデックス f 新興国株式	729,965,515 円
MUFG ウエルス・インサイト・ファンド（保守型）	38,745,046 円
MUFG ウエルス・インサイト・ファンド（標準型）	378,133,700 円
MUFG ウエルス・インサイト・ファンド（積極型）	331,353,943 円
三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	15,150,505,366 円
新興国株式インデックスオープン	486,291,225 円
eMAXIS 全世界株式インデックス	882,098,879 円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）	42,648,324 円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	40,950,892 円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	231,933,287 円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	213,883,114 円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	802,709,419 円
MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,134,540,407 円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	16,438,965 円
MUKAM バランスファンド2019-12（適格機関投資家限定）	61,805,863 円
MUKAM バランスファンド2020-07（適格機関投資家限定）	60,731,444 円
MUKAM バランスファンド2020-10（適格機関投資家限定）	60,437,882 円
MUKAM バランスファンド2021-03（適格機関投資家限定）	54,376,109 円
MUKAM バランスファンド2021-06（適格機関投資家限定）	54,419,385 円
合計	123,604,720,296 円
2. 受益権の総数	123,604,720,296 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年12月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

##### 取引の時価等に関する事項

##### 株式関連

[令和4年12月27日現在]

区分	種類	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）

			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	15,650,481,655		15,504,289,395	△146,192,260
	合計	15,650,481,655		15,504,289,395	△146,192,260

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 4 年 12 月 27 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル 売建 オフショア元 サウジアラビアリヤル	1,185,096,611 109,016 4,889,435		1,193,359,618 110,020 4,921,338	8,263,007 △1,004 △31,903
	合計	1,190,095,062		1,198,390,976	8,230,100

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。  
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1 口当たり情報)

	[令和 4 年 12 月 27 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2.9319 円 (29,319 円)

(追加情報)

自 令和 4 年 6 月 28 日 至 令和 4 年 12 月 27 日
当ファンドは、ロシア株式（DR（預託証書））を含みます。以下、「当該株式」）を組み入れております。令和 4 年 2 月 24 日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4 年 2 月 24 日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末

日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。

令和 4 年 2 月 24 日以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やそれに対抗措置をロシアが設けたことにより、取引の規制、決済機構や SWIFT からの除外による取引後の受渡が行えない状況となり、市場でのロシア関連資産の取引が成立しない状況となりました。このため、組入株式の時価については金融商品取引所等における最終相場で評価していますが、当該株式の取引停止等に伴い、取引停止日以降の最終相場の価格が入手できない状況となりました。当該株式のロシア国外の投資家による取引が制限されており、当該株式に係る証券決済や為替取引についても、実現が困難な状況となっております。

時価の算定に関する会計基準に基づきますと、組入有価証券に係る時価は秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格である必要があり、上記状況を総合的に勘案した結果、当ファンドが組み入れている当該株式において、令和 4 年 3 月 14 日付けて評価額をゼロとすることとし、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。令和 4 年 3 月 11 日時点の当ファンドにおける当該株式の保有割合は 0.55% です。

なお、令和 4 年 3 月 24 日にモスクワ証券取引所は一部取引を再開しておりますが、ロシア国外の投資家による取引が制限されており、当該株式に係る証券決済や為替取引について、実現が困難な状況に変わりありません。

今後、当該株式のロシア国外の投資家による取引の再開、市場の流動性の回復、最終相場価格の提供再開、ならびに当該株式に係る証券決済や為替取引の実現等の変化があれば、状況を総合的に判断の上、その評価額をゼロから回復させる可能性もあります。

## 2 【ファンドの現況】

### 【新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）】

#### 【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,217,933,571
II 負債総額	1,224,774
III 純資産総額（I - II）	5,216,708,797
IV 発行済口数	4,600,187,056 口
V 1 口当たり純資産価額（III／IV）	1.1340
(10,000 口当たり)	(11,340)

(参考)

### 新興国株式インデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	363,492,486,010
II 負債総額	73,992,130
III 純資産総額（I - II）	363,418,493,880
IV 発行済口数	124,287,299,242 口
V 1 口当たり純資産価額（III／IV）	2.9240
(10,000 口当たり)	(29,240)

## 第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

## (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第三部 【委託会社等の情報】

## 第1 【委託会社等の概況】

### 1 【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額等

2022年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2) 委託会社の機構

### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

### ・投資運用の意思決定機構

#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### ⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	21,763,425
追加型公社債投資信託	16	1,413,534
単位型株式投資信託	90	413,739
単位型公社債投資信託	51	119,277
合計	1,032	23,709,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	※2 56,803,388	※2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264
未収収益	※2 662,230	※2 783,790
金銭の信託	2,300,000	8,401,300
その他	269,506	295,584
<b>流動資産合計</b>	<b>73,882,978</b>	<b>77,823,830</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1 548,902	※1 391,042
器具備品	※1 1,435,369	※1 1,079,023
土地	628,433	628,433
<b>有形固定資産合計</b>	<b>2,612,705</b>	<b>2,098,499</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	3,569,171	4,381,293
ソフトウェア仮勘定	1,895,190	1,581,652
<b>無形固定資産合計</b>	<b>5,480,184</b>	<b>5,978,768</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	18,616,670	16,803,642
関係会社株式	320,136	159,536
投資不動産	※1 814,684	※1 810,684
長期差入保証金	538,497	524,244
前払年金費用	258,835	189,708
繰延税金資産	916,962	982,406
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	△23,600	△23,600
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>21,487,417</b>	<b>19,491,852</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>29,580,307</b>	<b>27,569,120</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,463,286</b>	<b>105,392,950</b>

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2	5,200,810
その他未払金	※2	4,412,521
未払費用	※2	4,755,909
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
<b>流動負債合計</b>	<b>18,606,476</b>	<b>19,066,990</b>
<b>固定負債</b>		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
<b>固定負債合計</b>	<b>1,530,479</b>	<b>1,625,252</b>
<b>負債合計</b>	<b>20,136,956</b>	<b>20,692,243</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
<b>資本剰余金合計</b>	<b>44,732,712</b>	<b>44,732,712</b>
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
<b>利益剰余金合計</b>	<b>34,291,879</b>	<b>36,341,088</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>81,024,723</b>	<b>83,073,932</b>

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
<b>営業収益合計</b>	<b>70,429,306</b>	<b>82,702,582</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
<b>営業費用合計</b>	<b>45,000,009</b>	<b>53,562,596</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
<b>一般管理費合計</b>	<b>12,541,193</b>	<b>13,588,846</b>
<b>営業利益</b>	<b>12,888,103</b>	<b>15,551,139</b>

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益			
受取配当金		170,807	243,133
受取利息	※2	2,726	7,408
投資有価証券償還益		81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835	137,485
受取賃貸料	※2	65,808	65,808
その他		12,504	36,211
営業外収益合計		609,239	1,579,148
営業外費用			
投資有価証券償還損		95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395	16,548
事務過誤費		-	76,076
賃貸関連費用		13,472	15,780
その他		2,932	7,585
営業外費用合計		128,747	119,066
経常利益		13,368,595	17,011,221
特別利益			
投資有価証券売却益		2,007,655	605,706
特別利益合計		2,007,655	605,706
特別損失			
投資有価証券売却損		51,737	28,188
投資有価証券評価損		26,317	36,558
固定資産除却損	※1	536	13,094
特別損失合計		78,591	77,840
税引前当期純利益		15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	5,366,608
法人税等調整額		△19,122	22,446
法人税等合計		4,736,304	5,389,054
当期純利益		10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剩余金			利益剩余金						
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	
当期変動額										
剩余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670	
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剩余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410	
当期変動額										
剩余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511	
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剩余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

投資不動産 3 年～47 年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## （会計方針の変更）

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 9,457,670千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 44,700円     |
| ③ 基準日      | 令和2年3月31日   |
| ④ 効力発生日    | 令和2年6月29日   |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額   | 10,576,511千円 |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金        |
| ③ 1株当たり配当額 | 49,988円      |
| ④ 基準日      | 令和3年3月31日    |
| ⑤ 効力発生日    | 令和3年6月29日    |

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額   | 10,576,511千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 49,988円      |
| ③ 基準日      | 令和3年3月31日    |
| ④ 効力発生日    | 令和3年6月29日    |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 6,075,125千円 |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金       |
| ③ 1株当たり配当額 | 28,713円     |
| ④ 基準日      | 令和4年3月31日   |
| ⑤ 効力発生日    | 令和4年6月29日   |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

## 第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

#### （有価証券関係）

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
	合計	20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
	合計	25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	$\triangle 2,649,846$	$\triangle 2,583,927$
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	$\triangle 354,043$	$\triangle 288,681$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	$\triangle 258,835$	$\triangle 189,708$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	$\triangle 44,130$	$\triangle 47,588$
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	$\triangle 3,547$
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	<hr/> 2,013,308	<hr/> 1,759,702
評価性引当額	<hr/> —	<hr/> —
繰延税金資産 合計	<hr/> 2,013,308	<hr/> 1,759,702
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	<hr/> △1,096,346	<hr/> △777,296
<b>繰延税金資産の純額</b>	<hr/> 916,962	<hr/> 982,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

第37期（自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）  
三菱UFJ 信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

（注）1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)		
<b>(資産の部)</b>		
流动資産		
現金及び預金	48,375,193	
有価証券	270,676	
前払費用	804,517	
未収入金	78,340	
未収委託者報酬	16,141,814	
未収収益	751,362	
金銭の信託	10,401,500	
その他	264,566	
流动資産合計	77,087,971	
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938
固定資産合計		26,337,361
資産合計		103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

## (負債の部)

流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	592,374
未払法人税等	2,634,965
賞与引当金	954,015
役員賞与引当金	86,040
その他	5,517
流動負債合計	18,307,880

## 固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

## (純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
 (自 令和4年4月1日  
 至 令和4年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
 (自 令和4年4月1日  
 至 令和4年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当中間期変動額										
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125	
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産及び投資不動産  
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
  - (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
  - (6) 時効後支払損引当金  
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

### [会計方針の変更]

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

#### (追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第38期中間会計期間  
(自 令和4年4月1日  
至 令和4年9月30日)

有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

(金融商品関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注2) 参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

###### 1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 (千円)	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注) 「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円) を含めております。  
非上場株式(中間貸借対照表計上額 31,360 千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円 (その他有価証券のその他 104,554 千円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	394, 556. 72 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	83, 480, 707
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	83, 480, 707
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211, 581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	26, 790. 93 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株式の期中平均株式数 (株)	211, 581

(注)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関する運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## 新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### （1）投資対象

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に直接投資することができます。

##### （2）投資態度

- ①新興国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式等に投資を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### （3）投資制限

- ①株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以

下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付

けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。)
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定め

るデリバティブ取引をいう。) については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする新興国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、

信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図することができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債

を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定

める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るために、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年6月26日から翌年6月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年6月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6カ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財

産中から支弁します。

- ③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。
1. 法律顧問・税務顧問への報酬
  2. 受益権の管理事務に関する費用等
  3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成および届出または提出に係る費用
  4. 目論見書（これの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用
  5. 受益者に対する公告に係る費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合において、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を信託期間中に見直すことができます。
- ⑤ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合において、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を信託期間中に見直すことができるものとします。
- ⑥ 委託者は、第4項に定める方法または第5項に定める方法のいずれを用いるかについて、信託期間中に見直すことができます。

#### （信託報酬等）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

500億円未満の部分	年10,000分の17
500億円以上1,000億円未満の部分	年10,000分の16.95
1,000億円以上の部分	年10,000分の16.9

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （収益の分配）

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、第41条第1項から第3項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第41条第1項から第3項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

より登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

#### （信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合におい

て、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の

日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

**第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。**

信託契約締結日 2019年12月16日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

　　ニューヨーク証券取引所の休業日

　　ニューヨークの銀行の休業日

　　ロンドン証券取引所の休業日

　　ロンドンの銀行の休業日

　　香港取引所の休業日

　　香港の銀行の休業日

